

学習・発達・社会参加の 権利の主体として

96高校教育シンポジウムの記録

◆ 1996.11.22⇒24 / 東京 ◆



憲法・子どもの権利条約の
視点にたつ子ども観を

日本高等学校教職員組合
全国私立学校教職員組合連合



九六年度の高校教育シンポジウムは日高教・全国私教連の共催で十一月二三日から三日間、東京で開催されました。

シンポジウムには、両教組の組合員をはじめ、小中学校教職員、父母、研究者など一六四名が参加しました。全体会では森田俊男氏が「高校生・青年をどうとらえるか」と題して記念講演をおこないました。

特別報告では大阪から「自己肯定感を育て生徒の力をひきだす学校づくり」として、「底辺校」と呼ばれ、生徒も教職員も自信を失っていた学校での学校再生への実践を紹介。平和学習などにとりくむなかで、自分と自分の学校への誇りを取り戻した生徒の姿が語られました。また、「東京の高校生平和のつどい」を成功させた高校生と教師からの報告もさわやかな感動をよびました。

二日目からは①高校「解体」・再編、「特進路線」と入試制度問題、②教育課程の民主的自主編成と教育内容の創造、③専門学科、職業高校の現状と改革の展望、④民主的學校づくり・教職員集団づくりと生徒・父母の参加・共同、⑤自主的・自治的活動と憲法・平和教育の五分科会にわかれ、実践の交流と討論をおこないました。今年新たに設けられた「専門学科、職業高校の現状と改革の展望」の分科会では、職業高校の本質と将来への展望などについて各地のすぐれた実践に学びながら、交流と論議がおこなわれました。

このシンポジウムでは、困難で否定的な側面と限りない成長の可能性とをあわせもつ高校生・青年について、「管理や教化の対象」としての「子ども観」ではなく、子ども・青年を「学習・発達・社会参加の権利の主体」としてとらえること、基礎的な学習とともに政治的教養・市民的訓練の重要性などが確認されました。また、政府・財界の学校教育解体・「自由化」政策の本質を明らかにするとともに、「総合」についての論議を深め、教育課程や学校づくりの実践を交流することや、職業教育の意義や総合学科の本質との違いについて論議が深められました。

目次

主催者あいさつ

日高教中央執行委員長 石井 淳平…………… 4
 全国私教連中央執行委員長 平形 慎吾…………… 6

全教あいさつ

全教教文局長 馬場 雅史…………… 8

課題提起

日高教教文部長 石川諭紀子…………… 11

講演

高校生を〈高校の民主的再建〉の主体に 平和・国際教育研究会代表 森田 俊男…………… 22

特別報告

◆自己肯定感を育て生徒の力をひきだす学校づくり 大阪・住之江高校 谷浦 健司…………… 37
 ◆「東京の高校生平和のつどい」のとりくみ 東京・正則高校 日沼 慎吉…………… 42
 高校生 牧野 綾…………… 49

第1分科会 高校「解体」・再編、「特進路線」と入試制度問題

分科会のまとめ…………… 51

●静岡県の高校入試の状況および中部・東海ブロックの「大学入試に関する提言」

静岡・南雲 初義…………… 53

●埼玉における高校再編・高校入試の実態と課題

埼玉・和田 茂…………… 58

●富山県における総合学科導入反対のとりくみ

富山・堀内 喜亨…………… 62

●ついに始まった生徒の確保競争と私学

私学・長谷川庸作…………… 66

第2分科会 教育課程の民主的自主編成と教育内容の創造

分科会のまとめ

● 増田高校における総合学科

● 新構想高校教育課程づくりの議論から

● 総合選択で広げよう君の夢

● 完全学校五日制実施とカリキュラムづくり

● 長野県における教育課程全県調査Ⅱ自主編成運動の到達点と課題

秋田・鎌田 孝司

神戸市・久保富三夫

滋賀・北村 京子

私学・米山 昭博

長野・田中 雅孝

68

第3分科会 専門学科、職業高校の現状と改革の展望

分科会のまとめ

● 職業高校と職業教育をめぐる課題と展望

● 総合学科の設置と職業教育

● 高校生の進路保障と学校づくり、地域の共同

大阪・林 萬太郎

新潟・内山 雄平

長野・内山 到

92

第4分科会 民主的學校づくり・教職員集団づくりと生徒・父母の参加・共同

分科会のまとめ

● みんなの夢を集めて学校とまちをつくりたい

● 夜間定時制高校の募集停止反対運動について

● 「土佐の教育改革を考える会」と私たちの高校教育改革提言

私学・堀内 文兵・水野 浩

京都・中上 顕治

高知・熊沢 美郎

108

第5分科会 自主的・自治的活動と憲法・平和教育

分科会のまとめ

● 結成一五年、長崎高校生平和ゼミナールの活動

● 海南高校における平和学習

● 北海道における高校生の自主活動の現状

● 愛知県高校生フェスティバルのとりくみ

長崎・萩谷 瑞夫

和歌山・坂本 康寛

北海道・松代 峰明

私学・佐藤 順

128

集会のまとめ

全国私教連書記長

谷 正比呂

146

主催者あいさつ

勤務評定と教育

このシンポジウムには、毎年父母や市民の皆さん、それに高校生も参加していただいています。ところが主催者あいさつとなると大勢の組合員を対象にした情勢の話など、組合のなかでしかつかわない言葉をふんだんに織り込んで話すという悪い癖があります。今回は思い切って「勤務評定と教育」をテーマに、この一点にしばったお話をさせていただきたいと思います。自信はありませんが、できるだけわかりやすく心がけますのでよろしく願います。

毎年一二月に教職員のその年の賃金、給料が決定されます。そこでいま私たちは、全国各地で賃金をはじめ教育条件を改善させるとりくみをしています。昨日は中央行動といって、私たち教職員や自治体の労働者、国家公務員など公務関連の労働組合が、全国から一三〇〇人も集まって、各省庁へ要請に行きました。総選挙後の新しい政治情勢の変化もあって、秋晴れの空のもと意気高く行動を展開しました。

ところで今年は私たちの賃金にかかわって大変重大な状況が起こっています。今年人事院が、教職員の賃金はその人の成績に準じて特別昇給や一時金の支給額を決めようと言いだしたか

らです。東京では一足先にいま、教職員を四段階にランクづける「成績評定制度」を導入するとしています。それはその人につけられた業績評価にもとづく「成績率」によって、特別昇給や勤勉手当にさまざまな差をつけようとするものです。

それではどういう基準によって教職員の成績を評定するのでしょうか。物を生産したり、販売したり、事務処理したりする一般的な業務とちがって、教育という仕事に、客観的な評価基準を設けるのはたいへんむづかしいと思います。どのような基準をつくったとしても、評定する校長自身に個人差がある以上、どうしても主観的な評価にならざるを得ません。その結果によって賃金が決まるとすれば、教職員の目は自然に校長の方に向けられ、校長に逆らうような意見は抑えようと意識するのが人情ではないでしょうか。

父母の間や若い教職員の中には、仕事を熱心に行っている人とうそでない人に差をつけてもいいのではないかとという意見もあります。確かに私たち教職員も人の子である以上さまざまな欠陥や弱点もついています。しかしそれは、教職員集団の中で互いに切磋琢磨したり、父母との話し合いの中で克服し、成長・

日高教中央執行委員長 石井 淳平

発展していくものだし、その可能性をもっています。

ところが賃金や人事という強力な権力を持っている人に――最終的には教育委員会ですが――教職員を評価する権限を与えてしまつと、学校内での協力体制が壊れ、団結が損なわれていくのは目にみえています。子どもをたいせつに、みんなで民主的な学校づくりをしようとしても、校長の意向に添わないとなると避けるようになります。

成績主義を導入したある私学で、客観的評価基準の一つであるクラス生徒の出席率をよくするために、三九度の熱を出して休んでいる子どもを、担任が家へ車で迎えに行った話はあまりにも有名です。子どもたちと正面からぶつかりあう教育の場に、賃金や人事につながる「評価」を意識させることが、本当に必要なのでしょうか。

さて、今からちょうど四〇年前、愛媛県で初めて勤務評定(勤務評)が導入されました。当時の教職員組合は、勤務評定によって賃金や人事が当局の意のままにされれば、物言わぬ教師をつくりだし再び戦前のような教育に引き戻されるとして、「勤務評は戦争の一里塚」をスローガンに、ストライキを含む激しいたたかいを全国各地で展開しました。いわゆる「勤務闘争」です。

政府は「違法スト」として警官隊を導入して弾圧をくわえ、多数の解雇者や大量の懲戒処分者を出しました。中でも高知県では、ストに立ち上がった教職員に住民が襲いかかり、重傷を負わせるような悲惨な出来事もありました。ねばり強い闘争がくりかえされましたが、結果的には五八年までの三年間にすべての都道府県に勤務評定が取り入れられました。私の学生時代

の話であり、当時の闘争に参加した先輩も、今年(九六年)の三月大半の人は現職を離れてしまいました。

しかし、こうした先輩たちの体を張つた大闘争によって、都道府県教育委員会との交渉で、勤務を賃金や人事に影響させないことを約束させるという大きな成果を挙げることができました。今日まで四〇年間、事実上勤務評を凍結してきたのです。ただひとつ、全国に先駆けて実施した愛媛県では、勤務による賃金や人事の差別が今でも公然と行われています。例えば同じ年に卒業して教員になりながら、六号も給料に差(月額四、五万―六万)がある人もいます。この一〇年間だけでも、かたや三回も特別昇給がありながら、かたやゼロ、といった例がたくさんあります。組合員は徹底的に差別され、離島など不利益な異動を強要してきました。一人をこえる組合員はいまわずか数百人になっています。

勤務が生きて使われた結果、愛媛の教育がどうなったかは、大会やいろいろな会議で愛媛の仲間が語っていますが、教職員を差別するだけでなく教育そのものをゆがめることが事実として存在するだけに、恐ろしいことです。ぜひその実態をこのシンプでもお聞かせください。もちろん私たち全教・日高教に所属する県教組・高教組の仲間たちの果敢なたたかいによって、その状況を今日確実に変化させていることを付け加えておきたいと思います。

ところがなぜ今になって同じようなことを人事院がもちだしてきたのでしょうか。近年民間に急速に広がっている業績考課にもとづく賃金体系を、公務の場にもちこもうとする財界の意

向がその背景にあることは、経済界の大物がことあるごとに同様の発言していることから明らかです。

どんな不況でも儲けは減らさないといい大企業のねらいは、効率の悪い年功序列型の賃金体系から、成績主義・能力主義の賃金体系に切り替えようとしています。中高年労働者や中間管理職が徹底的にいじめられています。

利益を目的とせず、もっぱら住民サービスを本務とする公務労働者に、こうした成績主義をもちこまれると、効率の悪い部分、それは住民にとって、とりわけ弱者にとって必要なサービス部門ですが、その切り捨てにつながります。すでに地方「行革」の名のもとに、効率の悪い部門は民間に委託され、住民は高い料金を支払われています。

今流行の「行革」について一言、一〇年前の臨調「行革」で、赤字を口実に民営化された国鉄が、利益の上がない過疎地のレールを次々切り捨て住民の足を奪った事実を思い起こせば、

主催者あいさつ

私学における勤評・学校五日制

「行革」の名による郵政の民営化のねらいがどこにあるか自ずから明らかです。共通していることは、いずれもその前に労働者に成績主義や競争をもちこみ、職員を分断して民営化をすすめているということです。

だんだん話が難しくなりましたのでやめますが、要は教育も同様だ、といいたいのです。高校の多様化、再編には高校リストラのねらいがあるといわれています。この話は後ほど全教文局長のあいさつや教文部長の課題提起に譲りますが、新しい装いをもった勤務評定が導入されれば、教職員は分断され、多様化・再編がすすみ、政府・財界の高校解体のねらいが実現しやすくなるということです。

人事院が提起した教職員への成績評価の導入が、私たちの賃金問題だけでなく、深く教育と結びついていることに思いをいたし、それを許さないためにも父母・国民の皆さんとしっかり手をつないでがんばっていきましょうではありませんか。

全国私教連中央執行委員長 平 形 慎 吾

みなさんこんにちは。全国私教連を代表して一言ごあいさつ申し上げます。ただいま石井委員長が成績主義給与問題について

触れられましたので、私も私学における状況を若干報告させていただきます。

私たちは先週、拡大教文部長会議を開きました。その中で私学における考課査定（勤評）導入をめぐる新たな動向が多くの県から報告されました。

はじめに私学においてすでに導入されている学園の特徴についてですが、私学で導入されている学園は宮崎・延岡学園や香川の大手前高松、藤井高校など組合嫌悪、組合攻撃の激しい学園であり、解雇事件や強制配転など職場管理の徹底した人権無視の学園です。その特徴は、考課査定を組合攻撃・職場支配・教職員管理の武器にしているということです。

香川藤井高校の「一時金査定の理由」を紹介しますと、

○トイレ掃除ができていないときがあった。男子大便秘所の中のすみに小さな青い紙が二、三日、同じところに落ちていた。

○生徒の保健室利用が多い。一番多いというのではないが、三位に入っている。

○あなたの授業の時、頭髮のきちんとしていない違反の生徒が八人くらいいた。

○クラスの遅刻・早退が極端に多い部類であった。

○私学の教員としての自覚が足りない。

などを口実として査定を低く抑えています。また、京都の両洋高校では「学習指導」「生活指導」「勤務能力」「人格」の四つの分野に非常に細かい「職務水準」を設定し、その中の数十にわたる項目を五段階に分けて評定しています。

具体的に一、二紹介しますと「職務能力」は「勤務状況」と「事務能力」の二つに分かれ、「勤務状況」では、欠勤、遅刻、早退の中に年休も含み、出退勤の時間には余裕をもって出勤し

たり、回りの状況を吟味して退勤することが基準としてあげられています。また、「事務能力」には、公簿等の作成・整理・提出や分掌、担任業務に係わる事務処理、出退勤の押印、公的書類の作成処理などが細かく規定されています。さらに、「人格」の項目では、向上心、責任感、公共心、奉仕の精神、明朗快活の礼儀、創意工夫などの項目を五段階でチェックするというものです。

このように私学における考課査定はどう考えても「教育の条理」とは程遠いものであり、職場支配の武器そのものになっているのです。

さらに今年の報告の特徴としては、生徒減の中の学園の将来構想を民間のコンサルタント会社に数千万円の手数料を払って依頼する学園が現れ、その「構想」の中には必ずと言ってよいほど特進路線や考課査定の導入が入っているというのです。競争原理を導入することによって職場を活性化させるといふのがその口実としてあげられています。

次に、私学における学校五日制をめぐる状況について若干触れておきたいと思えます。

文部省がこの一〇月に私学における学校五日制に関する調査結果を発表しました。それによりますと実施率は、高校で七一・七%、中学で五三%、小学校で八四%となっており、大都市を中心とした中高一貫の進学校での実施率が極めて悪いという結果がでてきます。

こうした状況は、私たちのとりくみの不十分さの反映でもあり、今後の課題としなくてはならないと考えていますが、中学・

高校の二・一％、小学校の二・三・一％が完全五日制を実施していることも係わって、完全五日制実施に向けた若干の実践を報告しておきたいと思います。

私学における学校五日制は、現場での十分な論議もなく、経営者主導で強引に実施される場合と、父母への理解も含め数年の準備期間をとって実施する学園の二つに分かれるのですが、今年の全私研では完全五日制実施に向けた優れた実践が報告されました。

その中で、選択制や総合学習の導入、行事と教科の結びつき、そして年間行事の再編などを通して、週二・八単位のカリキュラム編成で実施した和光中学の実践、また三年間の準備期間を経て、総合科目や生徒が互いに主体的に学びあう授業づくり、

全教 あいさつ

教育関係審議会の動向について

私は第一五期中教審第一次答申を受けて、政府・文部省をはじめ財界団体が各種審議会等を通してその具体化を急ピッチですすめている現状にふれながら、私たち国民の側のとりくみがどうあるべきかということについての考えを述べて全教としてのあいさつにしたいと思います。

そして行事の再編などとともに教職員の「ゆとり」の課題を統一的にとらえて実践した大東学園の実践などは、これまで取り組まれていた土曜講座を中心とした実践とともに今後の取り組みにとって多くの教訓を示唆しています。

私たちは、こうした教訓に学びつつ、私学における学校五日制をより多くの学園で実施できるよう取り組みを強めるとともに、その内容を学校改革、教育改革と結びつけた実践としてより一層深めたいと考えています。

こうしたことを含め本シンポが豊かな高校教育づくりの交流と学習の場となることを期待しまして、私学からのごあいさつとさせていただきます。

全教教文局長 馬場 雅史

まず教育関係審議会の動向ですが、中央教育審議会は七月に第一次答申を発表して以降、九月一〇日改めて審議を再開しています。残された課題である一人ひとりの能力適性に応じた教育と学校間の接続についての審議を九月に二回、一〇月に二回としたうえで、中高一貫教育の導入や希有な才能を持つ者の教

育上の例外措置について積極的な論議がなされていると聞いています。今後課題を絞り込みつつ、二つの小委員会を設置し、来春の第二次答申をめざした審議が強行されようとしています。

二つ目は教育課程審議会です。八月二十七日、文部大臣が二五名の総論委員を委嘱し、三浦朱門氏を会長として第一回目の總會を開催して以降、今日まで中教審答申を全面的に具体化する方向での論議がすすめられています。今回の教育課程審議会は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校および特殊教育諸学校を加えた一括の諮問です。今回で一回目の諮問になるとありますが、一括の諮問になるというところに方法上の新しい特殊性があると思います。審議の中で注意しなければならぬのは、とりわけ一〇月一四日の第三回総会において文部省が、新学力観の理解が社会的にも現場的にも不足しているということを強調して、中教審第一次答申の強調した「生きる力」の育成があくまでも新学力観のいっその徹底にあるとの見地を明らかにしたという点にあると思います。

また、一月五日には「高校教育の改善充実に関する調査研究協力者会議」を発足させ、主として教育課程審議会が小中学校分野での教育課程の問題をテーマにするのたいして高校部分の教育課程の在り方を担当する部門もスタートしました。

教育課程審議会の今後の大まかな動向ですが、おそらく来夏に中間まとめを発表後、具体的な指導要領改訂方針を策定して、九八年度に答申という見通しになると聞いています。

従来の教育課程審の審議と学習指導要領の改訂の日程上の関係からいえば、九八年の夏に答申があったとすれば、その後一

年間で指導要領の作成、さらに三年間かけて教科書の編集、検定、採択となるわけですが、そのままいけば新小学校の指導要領の実施が二〇〇二年ないしは二〇〇三年になると思われます。文部省は学習指導要領の改訂を早期に実施したいという強い希望を打ち出しており、移行措置等を含めて新しい方法をとることが強く予想されます。すでに文部省は早期改訂実施のためのアイデアを用意していると聞いています。

さて、教育職員養成審議会も七月二十九日に第一回の会合を開いています。この中の議論で、とりわけ初任者研修がうまく機能していないという観点から新採用者に対する試補制度の導入が公然と議論されている。第一期中教審が打ち出した教育職員の資質能力向上という言葉が、この教育職員養成審議会の中でも強調されている。私たちは今日の教育と子どもをめぐる現状の中で、改めて民主教育の側が教職員の資質能力とはなにかということについての国民的対案を示さねばならない段階を迎えているというふうに考えています。

なお、教養審はすでに四回総会を開き急ピッチで審議をすすめています。こうした審議会をめぐる背景には、行政改革や規制緩和を標榜した国政全般にわたる改変と結びついた政策展開の動向があると思います。一つには政府の行政改革委員会ですがこれは七月二五日に教育分野を含む行政改革の論点を公表しました。このなかで教育に関して一三の論点が示されているのですが、とりわけ、以下の四点、学校選択の弾力化、教育内容の多様化、中学校卒業程度認定試験の弾力化、学校設置、とりわけ大学設置の弾力化、というふうに教育そのものの市場化、

私事化に抜本的に道を開く方向を政府の行革推進委員会が示しているということに、格段の注意を払わねばならないと思ひます。

さらに、自民党の行政改革本部も、教育改革を「創造性に富む人材を育て、国際社会にはばたく各界のリーダーを生み出すために」という視点から、同時に橋本行革の基本方向に沿った改革を進めるとの観点から、第一五期中教審を引き継ぐ形での行政改革に対する視点を述べています。つい先日経団連も六九九項目の規制緩和のポイントを公表し、この中で、通学区域の撤廃を含めた教育全体の抜本的改革の視点を示しています。

私はこうした動向の中で、いま私たちの運動がどういう方向性と視点を持たなければならないのかということについて強く問われていると思ひます。とりわけ、中教審や教育課程審に対するマスコミの主要な論調が学校完全五日制の導入とそのもとの、つまり厳選方針にもとづく教育課程の編成、どの教科を削減するのかという議論にあえて集中させられているというふうに考へます。しかし、以上の動向からも明らかのように規制緩和、行政改革を標榜した国政の反動的再編プログラムに連動した教育改革、臨教審路線の具体化という本質を見失つてはいないと思ひます。

全教はこの間、こうした動向に対応するために、教育課程審議会に対する意見書の集中のとりくみ、あるいは二一世紀を展望した教育改革提言のとりくみをすすめてきました。この二つのとりくみともいままさにスタートラインに着いたところですが、この動向の中で私たちが、国民のための教育改革の基本的

視点を示すということを国民的な作業として展開していきたいと考えています。

第一五期中教審は来るべき二一世紀を先行き不透明で厳しい時代と規定しています。その厳しい時代を乗り切る唯一の指針が、国民生活に関わるあらゆる側面を市場化し、新たな競争状態に巻き込むことによって活力を回復しようというものだといわなければなりません。そのための障害を徹底的に規制緩和しようとしているところに今日の攻撃の基本的特徴があると思ひます。教育をもこうした構想に組み込もうとしています。しかし、いくら新しい装いを施しても、こうした企みは資本主義の原始的競争状態への復古をその内側に含んでいると考へます。市場の原理をいわば神の手として絶対化することにほかならないと思ひますし、先の総選挙で示された国民の審判も諸外国における行政改革の失敗も、いわば世紀末的な構想を拒否するものとして現れたと思ひます。

こうした状況の下で高校教育についての理論的実践的な課題を正面から据えて高い到達点を築き上げてきた本シンポジウムが、今回においても今日の教育をめぐるたたかひの新たな到達点を築き―それは教育反動化に対する私たちの最大の反撃を築くことですが―成功されることを期待してあいさつとします。

課題提起

I 子どもと教育をめぐる情勢

一、さまざまな「ゆがみ」と高校生の可能性

1. 子ども・青年をめぐる状況

全国の教職員、父母・国民の努力や共同のとりくみにもかかわらず、中学生を中心に「いじめ」やそれを苦にした自殺があとを絶たちません。また、「いじめ」を止めにはいった高校生が同級生に刺されるといふ事件もおきています。

文部省はこうした事態を前にしてもなお、「いじめ」の根本的な要因のひとつである競争と管理の教育政策を改めようともせず、「いじめ総点検」を都道府県教委に通知し、教職員に対する管理と子どもへの監視をよりいっそう強めています。これが教育に新たなゆがみや困難をもちこむものであることは明らかです。

九五年の登校拒否・不登校の児童生徒は八万二千人で過去最高となっています。また九四年度の高校中退者は公・私立あわせて九万六四〇一人となり、前年度より二千人あまり増加し、

中退率も二・〇%で前年度比〇・一ポイントの増加となっています。

また、テレクラ・売春、覚醒剤などが高校生をはじめ青少年をむしばみ、多くの逮捕者を出すなど、極めて深刻な事態になっています。

高校・障害児学校卒業生の就職難は、依然として深刻です。

日高教の集約によれば、九六年三月の卒業時における就職内定率は九一・七%であり、就職希望者の約一割が未決定の状況でした。また、七月時点における来年度の求人状況は三・三倍で、昨年同時期に比べいっそうきびしいものとなっています。

都障教組の調査によれば、この三月に都立の障害児学校高等部や専攻科を卒業した生徒の、企業や公共機関などへの就労率は二七・〇%にとどまり、六年連続の減少となっています。

こうした事態につけこみ、自衛隊の高校生勧誘がいっそう露骨になっています。

学力の貧困や人格のゆがみは、小学校から大学にいたるまでの過酷な受験体制と序列化された学校制度によって構造的につくりだされているものであり、子どもの発達の権利が制度的・

日高教教文部長 石川 諭紀子

構造的に奪われていることを憤らずにはいられません。

今日、子どもたちも教職員も、そして父母をも競争に追い立て、管理を強める差別的な教育政策、さらには、「行革」リストラによる雇用破壊や教育・福祉の切り捨てなどの権力的な政策を根本的に転換することが、多くの国民の切実な願いとなっています。

2. 展望をひらく高校生のエネルギー

「何やってんだよ。くじけずに頑張ろうよ。自分を変えたいんだろ。」

六月、埼玉のハイスクール・フェスティバルに向けて行われた五〇字メッセージのとりくみで、高校生が自分自身によせたメッセージです。このように、全国でとりくまれてはいる各種のアンケートには「授業の内容をわかりたい」「学校や社会の不合理が許せない」など、高校生たちの「自分を高めたい」という意欲や健全な意識がたくさん示されています。

困難な状況を打開する展望と可能性は、何よりも高校生のうちに秘められているといえるのではないのでしょうか。

八月、沖縄の高校生のよびかけではじめて沖縄で開かれた高校生平和集会には、全国から教職員を含め約六〇〇人がつどい、沖縄戦の歴史や基地、安保条約などについて学習し交流を深めました。また沖縄の「高校生県民投票」には六三校が参加し、その八六・八%の高校生が投票して、日米地位協定の見直しや米軍基地の整理・縮小を求める意志を表明し、大人たちをほげました。

広島での全国高校生平和集会、また東京、大阪などでもそれぞれの創意をこらした高校生平和のつどいがとりくまれるなど、核戦争に反対し平和を求める高校生たちの強い思いが示されました。

日高教が五月に行なった「高校生の憲法意識調査」では、多くの高校生が身近な差別や人権の問題、米軍基地の実態などに對して敏感な問題意識を持ち、日本の未来に對する極めて積極的な意見が表明されています。しかしいっぽう、憲法を「読んだことがない」という生徒が約二割で過去最高となっており、学習指導要領の改悪などの問題点とともに、憲法教育の重要性を改めて示すものとなっています。

政治や社会の問題に對する積極的参加とともに、自らが学習の権利の主体者として、よりよい学校をつくるために力を発揮している高校生の活動が注目されます。

一方的な定時制廃合に反対し学校の存続を訴えて、父母、教職員とともに署名にとりくんだ京都の定時制高校生。高い学費に反対し私学助成の署名を自らの活動としてすすめたり、毎年、創意的な高校生フェスティバルやセミナーにとりくんでいる私学の高校生。神奈川のある私立高校では、生徒が地域の家を訪ね歩いて意見を集め、生徒・教職員・父母・地域住民の「共同作品」としての校舎づくりにとりくむ中で、自らの学校のあり方について考えました。

高校生・青年たちが成長過程にあるが故に見せる否定的あるいは積極的な姿、その双方の底流に共通してあるものは、政治

的・社会的退廃や競争と管理の体制に対する若者らしい抵抗の意識や変革へのエネルギーであるといえます。大切なことは、高校生たちにさまざまな学習や体験の機会を提供し、彼らが「社会は変えられる」ことへの展望をつかみ力を発揮できるように励ますことであり、また民主主義や自治の力を育てることです。そのようなとりくみをすすめることによって、学校と教育の改革に対する展望もひろくことができます。

この視点は、「社会の変化に適応して生きる力」を養うことをねらう中教審路線との基本的な対決点でもあります。

二、政府・財界の反国民的教育政策のねらい

1. 高校の「自由化」・解体と「行革」・リストラ攻撃

① 政府・財界がねらう「教育の規制緩和」

経団連は、三月に発表した「創造的な人材の育成にむけて」という文書の中で、「このままでは世界における指導的國家の一つとして、活力ある日本を築くことは不可能といわざるをえない」と、財界のいらだちをあからさまにぶつけ、教育へのさまざまな要求をうちだしています。すなわち、「世界をリードする独創的人材」を早くから選別・育成するために、「学校選択の自由」を公立の小中学校にも拡大することをはじめ、教育課程の弾力化、飛び級の実施拡大など、「教育にかかわる規制緩和」を求めています。

また、学校を市場として参入することをねらい、企業からの講師派遣や教員の企業研修などをすすめる「教育支援ネットワーク」を構築するなどの構想を強調しています。

そして今日の際立った特徴は、政府・文部省が、憲法・教育基本法に基づく公教育の理念をなげすて、経済同友会の「学校から『合校』へ」構想をはじめ、こうした財界の要求にこたえて、「教育の規制緩和」政策の具体化をすすめていることです。

政府の行政改革委員会・規制緩和小委員会は七月末、「いじめ・不登校に対する対応上の障害などを理由に」「小中学校の学校選択の弾力化」をあげ、社会人教員の登用の促進などを検討対象項目とし、これに対して経団連、同友会などが早速意見書を提出するなど活発な動きを見せています。

② 第一五期中教審「第一次答申」のねらい

七月に公表された第一五期中教審「第一次答申」は、「ゆとり」と「生きる力」をキーワードに、学校と家庭・社会の連携などを強調し二一世紀の教育についての施策を述べていますが、それは、臨教審答申以来の軍事・経済効率最優先による「行革」推進であり、公教育の縮小・民営化、高校をはじめ教育制度・内容の「多様化」をいっそう強力にすすめるものです。それは、学校には自由競争の中での「生き残り」を競わせ、国民には「自己責任制」による「教育の選択」と受益者負担主義をおしつけるものにほかなりません。

高校に関する部分では、高校入試の「多様化」・多元化をさらにおしすすめる、小・中学校から教育課程の弾力化をはかるとともに、高校ではボランティア、企業実習、大学の単位取得、各種学校における学習なども高校の単位として認定する道を開き、総合学科を「通学範囲には必ず用意」することなどを求め

ています。これらは、高校生にどのような学力を保障するのかという「学力論」の観点をまったく欠落させ、高校教育の内容や体系を「自由化」・解体するものです。そして、高校の序列化と競争をますます激しくし、学校現場にいつそう困難をもちこむこととなります。

また、国際化や環境教育の重視をうたい、「日本人のアイデンティティーの確立」や「国際貢献」意識の育成、ボランティア活動の奨励と結びつけるなど、新しい形での国家主義・道徳主義が貫かれています。

重要なことは、学校五日制の完全実施もにらんで家庭や地域の役割を強調しつつ、権力的な教育行政の補完的役割を担わせることをねらっていることです。

具体的には、教育の「情報化」推進のもとに企業の学校「市場」への参入をすすめるいっぽう、教育委員会、PTA、地元企業などによる地域教育連絡協議会、事業活動などを行なう地域教育活性化センターの設置を強調しています。

本来の学校の役割を解体し資本の参入をねらう「学校スリム化」政策に反対し、学校五日制の完全実施を展望して、真に子どもの全面的発達を保障する教育課程づくり・学校づくりが求められています。

③「中教審答申」の具体化の動き

「第一次答申」を受けて、八月二七日には教育課程審議会が発足し、九七年に「中間まとめ」、九八年に「答申」の予定で審議が開始されました。

同審議会は、第一小委員会座長であった河野重男・東京家政学院大学長をはじめ、中教審の委員を多数含み、日教組・二一世紀ビジョン委員会のメンバーである高木剛・ゼンセン同盟書記長もひきつづき加わっています。しかし、直接子どもに接し授業を担当している現場教職員は含まれていません。

また、教育課程審議会にあわせて文部省は、「高校教育の改善充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、高校の教科・科目や単位数、学校外活動の単位認定などについての検討を開始しています。

教育課程審議会の答申を受けて、一九九九年には学習指導要領の改訂、早ければ二〇〇二年には新学習指導要領とともに完全学校五日制が実施される予定といわれています。

したがって今日、中教審答申の問題点を国民的に明らかにするとともに、教育課程審議会が真に国民と現場教職員の教育要求にこたえて論議を行なうよう、世論と運動を強めていくことが求められています。

「教員採用に関する調査研究協力者会議」は四月、教員の「選考方法の多様化、選考尺度の多元化」をすすめることなどを答申しましたが、これらを受けて七月には、教育職員養成審議会が発足し、教員の養成、採用、研修、社会人の登用などに関する検討を開始しました。「人物評価の重視」の名のもとに、教員の養成から採用、研修までを文部省の教育政策にそって一貫して管理することをくろみ、この側面からいつそうの教育統制をねらっています。

いっぽう文部省は、今年度から二年間の期間で、教員の企業

研修の調査研究を香川、大阪、静岡、和歌山などに委嘱し、パン製造、ホテル業務、販売・配達などに従事させ、教員の意識「変革」や管理統制を強めることを企図しています。

④「行革」と「勤評」で学校教育をゆがめる

国の九七年度予算は、「安保再定義」に基づく軍事費拡大、財界の利益最優先の公共事業やODAなどを「聖域」として拡大するいっぽう、福祉、教育などに対しては「行革」推進のもとに、地方財政へのしわよせと国民の負担増をおしつけるものとなっています。文部省の概算要求で特徴的なことは、教育課程審議会費をはじめ、「総合学科」推進事業や「教育課程の多様化推進研究」「情報通信ネットワーク拠点整備」「地域教育活性化センター活動」などに新規予算を計上するなど、第一五期中教審答申の先取りと具体化をすすめるものとなっていることです。そして、「いじめ」問題の打開や、わかるよろこびと自信を回復し、ゆきとどいた教育を保障するために必要な三〇人学級、教職員増の要求には耳をかさず、また、高校以下の私学助成は七八四億円の要求にとどめるなど、国民の要求に背を向けるものとなっています。

しかし、大蔵省はこのような文部省の概算要求額さえも削減し、教職員定数改善計画の凍結や事務・栄養職員の国庫負担廃止などを強行しようとしています。

こうした状況を受けて「地方行革」も強行され、東京、大阪に象徴的に見られるように学級減・学校統廃合とあわせた大幅な教職員の削減が計画されています。

また、東京では教職員の勤務状況の抜き打ち監査を行なうと同時に、「業績評価」に基づく「成績率」、「勤評特昇」を導入し、差別賃金による競争と分断をもちこもうとしています。私学では、担任しているクラスの出席率や校則違反件数までを勤務評定の対象にしたり、組合員に対する不当な差別や解雇が行なわれ、裁判闘争をたたかっている職場も少なくありません。

今日、学校現場に対する、財政面からのしめつけと管理強化をからませ、学校教育の理念の否定と教職員の働く権利の抑圧がいつそう激しくなっています。

2. 高校教育の新たな序列化・再編

①すすむ「多様化」政策

今日、政府・文部省は、自らの政策によって制度的・構造的につくりだした学力格差やさまざまな困難を根本的に解決するのではなく、ますます高校の「多様化」によって当面の矛盾を繕うことに終始しています。それは結果的に、新たな格差・序列化を生みだすことになるばかりです。

今日の高校「多様化」の特徴のひとつは普通科に焦点があてられていることです。

現場は大学受験シフトのコース・類型に加え、さまざまなコース・類型を設けて「普通科に特色を」持たせることにより、「学校生き残り競争」に追いつてられています。

しかし、埼玉では、県教委さえ「多様化」の破綻を認めざるを得なくなっており、「特色づくり」は限らない格差・序列化の再生産に行き着くほかはありません。

都立高校長期構想懇談会は、新たに昼間定時制の単位制高校（午前・午後二部制）をつくり、「朝が苦手」「六時間座ってられない生徒」などに、「四年間でゆっくり学べる」高校を提示しました。「既設の全日制高校を改組する形で構想が進められるものとみられる」（7/6付け日本教育新聞）との見通しもあり、高校のリストラ・再編が予想されます。また、同懇談会は、大学などへの継続教育を前提とした新しいタイプの専門高校の設置も提示しています。こうした動きは全国的にもひろがると予想されます。行政が、職業高校に対して、統廃合・総合学科への改編か、「スペシャリストへの道」に通じる専門高校として生き残るかの「選択」をせまる動きの中で、高校における専門教育の意義などについて、現場から深い論議をおこしていく必要があります。

②総合学科の実態

総合学科は九六年度現在、二九都府県に四五校（公立四一校、国立二校、私立二校）が設置されています。普通科・職業科併置校からの転換が一六校、職業科単独校からの転換が一五校、普通科からの転換一一校、新設三校となっており、農業、家政、情報関係の学科からの転換が多くなっています。「困難校」の活性化、職業科の整理・再編や学校統廃合とからんだ学科転換などが共通する主な特徴といえます。

総合学科の設置は、高校の複線化による教育の切り下げをねらうものですが、その方法として、北海道、東京などにみられるように、統廃合と「多様化」をからめ「高校リストラ」をす

すめようとしていること、また、岡山、山口、山梨などにみられるように「特色づくり」の名のもとに小学区制・総合選抜制度の破壊や学区拡大のテコとして、地域的な教育破壊をねらっていることなどが特徴です。それは、中学校の進路指導をいっそう複雑で困難にし、高校入試の激化をまねき、高校の複線化・序列化を激しくするものです。

また、「自由な選択履修」を宣伝しながら、文部省は少人数授業による多くの選択科目の開講を保障するだけの教職員配置計画を明確にせず、いっぽう、専門学科・職業科より教職員配置や施設・設備の条件が切り下げられることも十分予想されます。普通科、「専門高校」、総合学科という三種の新たな高校構想は、財界が求める「人材育成」に教育を従属させ、学校統廃合とからめた「高校リストラ」を推進するものであり一連の学校教育の「自由化」・解体の一環としてすすめられています。

③単位制高校の実態

定通制高校に加えて全日制にも単位制の導入がすすめられています。九六年度現在、単位制高校は公・私立合計で四五都府県に一二六校となり、そのうち全日制は五八校（公立五三校、国立二校、私立三校、うち総合学科以外は一六校）となっています。

全日制の単位制高校の特徴のひとつは、大学進学のための最短コースのカリキュラムをつくりだすために、「単位制」が利用されようとしていることです。学年制によらない自由なカリキュラムが大学進学競争の観点でとらえられるとき、「余計な科目」

やホームルーム活動などに精力を使わず、「受験科目のみを重視する学習」への傾斜を加速します。また全日制単位制は学区の拡大とセットで導入されるのが特徴であり、高校入試をさらに複雑に、かつ激しくすることにもつながります。

東京の昼間定時制の単位制高校構想に象徴されるように、今日、単位制高校は、全日制・定時制・通信制のすべてをつらぬいて、新たな高校の序列化・再編をはかるという役割を持って登場し、ひろげられようとしています。

3. 矛盾を深める高校入試制度

九六年度の公立高校入試では、傾斜配点、観点別評価、推薦制の導入・拡大、学区拡大などが全国的にひろがっています。

普通科の推薦入試は四二都道府県で実施され、全日制の全学校で実施する県は一三県におよんでいます。普通科の推薦入試は基準がいまいなばかりか、生徒の自発性や正義感などに基づく自主的な活動を競争・選抜の対象にし、「学力競争」に加えて新たな「良い子競争」を強いる結果になっています。東京における推薦入試の実態は、「受験機会の複数化」によって子どもたちに「不合格体験」をさせただけであり、子どもたちの間にゆがんだ価値観を生じさせ、中学校の指導を困難にさせています。神奈川県では来年度から、各高校は募集定員の八〇%を第一希望者から（しかもその内の七〇%は学力成績で、三〇%は特別活動などを考慮した総合評価で合格させる）、募集定員の残り二〇%を第二希望者から合格させるといふ制度を強行しようとしています。どの枠で志願するか「ギャンブル性」が増したとい

われるように、中学生や父母、教職員に不安を与えています。入試「改革」がますます競争を複雑に、かつ激しくするだけであることを示しています。

全日本中学校長会は五月、公立高校普通科の入試について「小学区制または中学区制で希望者全員入学」という主旨の提言をしました。これは、際限のない競争に苦しむ中学校現場からの注目すべき声であり、文部省が自画自賛し各県におしつけている入試「改革」がますます矛盾を深めていることを象徴するものです。

三、民主的教育運動と共同のひろがり

三〇〇〇万署名は七年間で一億七〇〇〇万に達し、毎年新たな教育共同のひろがりを見せています。こうした世論と運動の高まりは、新進党や民主党、経団連などの経済団体も三〇人学級の必要性をうちだすなど、新たな情勢をつくりだしています。

九月にスタートした全教の「いじめ克服・多忙化解消・教職員定数増を求める全国自治体要請キャラバン」は、「いじめ」問題の打開や民主教育の推進と多忙化解消を一体のものとしてとらえ、その改善を要求して、地方自治体の関係者と直接対話し、要請や、街頭宣伝などをくりひろげました。行動にあたっては、全教、日高教、全国私教連の各単組と所属する全国組織のちがいをこえた教職員組合との共同、また、父母・民主団体などとの共同が、それぞれの都道府県の実情に依じて追求されました。こうしたとりくみがすすむ中で、北海道では二学級以下の小規模高校では、道の独自措置として三〇人学級を実施し、一学

年二学級を維持するという成果もかちとるなど運動が前進しました。

また、文部省の九七年度概算要求の中で、義務教育教科書無償の継続、障害児の高等部訪問教育に関する調査研究費の新設、「いじめ・不登校」対策、〇―157など食中毒対策、薬物乱用防止教育の充実などを予算化させていることは、その内容に不十分さや問題はあつたものの、私たちの要求を一定反映したものだといえます。

「つめこみ」「おちこぼし」を生みだす学習指導要領への批判と、学校五日制の趣旨を生かした改革を求める声は大きくひろがり、学習指導要領の見直しを求める決議は九五―自治体にのぼり、教育史上かつてない大きな到達点を示しています。

高校入試の改悪に反対し、また、「多様化」や統廃合のおしつけに反対して地域の高校を守るたたかいが、各地でひろがっています。

中部・東海地域を中心に、大学入試の改善を求める継続的なとりくみもすすめられ、受験競争の過熱化への批判やプライバシー保護の観点から、合格者氏名の公表を中止する大学やマスコミも増えてきています。

こうしたとりくみを通じて、父母・住民が教育の権利の主体者として高まり、小中高の連携、公・私立の共同なども、地域の状況に応じた形で追求され発展しています。

そして高校生たちも、自らの学校のあり方や未来について意見表明し、具体的な改善にたちあがる姿が増えていることも、今日の特徴です。

子どもたちや地域住民が教育の権利の主体としての自覚を高め、教職員と父母・国民との共同を大きくひろげていくことが、資本の論理による反動的な教育攻撃をうちやぶり、中央・地方の教育行政を動かしていく展望を切り開く力になるものです。

そして、これは中教審がねらう「家庭・地域のとりこみ」政策をうちやぶる確かな力でもあります。

四、私学をめぐる情勢と生徒、父母、教職員のとりこみ

1. 私学における生徒減少とその影響

一九九六年度の私立高校生は一三六万人で、前年と比較すると五万七千人（四・二％）の減少となっています。その影響が、全国の私学にさまざまな形でひろがっています。

そのひとつは、二極分化の傾向です。生徒数を安定的に確保する学校、または定員超過の学校がある一方で、生徒減にみまわれ、定員確保が難しくなっている学校が増えてきています。特に顕著なのは女子校に減少校が多いことです。

その中で、これまで私学における「一校生き残り戦略」として展開されてきた特別進学指導（「特進」）にも影響が出ています。学校序列化の中で、有名進学校を除く、いわゆる中間以下に位置する「特進」推進校の中に、「定員割れ」や「生徒が集まらない」「募集中止」など破綻の実態が顕著になってきました。しかし、その見直しも「特進」路線の中止を必ずしも意味していません。むしろ強化の方向での見直しもあります。「特進」の成果が上がらないことを教師の責任にして、考課査定などの差別賃金を導入しようとしているところもあります。

2. 生徒の自主活動の発展

生徒の自主活動は、この一年、さらに大きな発展を見せました。

昨年十一月の東京の「高校生平和のつどい」は、公・私の生徒たちによって企画・運営が行われ、一三〇〇人が参加して大成功をおさめました。それが今年にも引き継がれ、八月の沖繩高校生集會には東京から二〇〇人が参加し、また十一月十七日には昨年につづき「高校生平和のつどい」を行ない、「いじめ」問題をテーマとした創作演劇や分科会討論などを行いました。愛知の高校生は、「私学助成増額」や「エイズ問題解決」「平和」など、自らの要求を持ち寄って、二〇〇〇人のパレードをおこないました。

また、山形、熊本、埼玉、岡山など各地でフェスティバルが行われ、生徒たちがミュージカルに挑戦しています。その中には、しりごみする教師を逆に生徒が励ますなどのシーンもありました。

3. 史上最高の全国父母懇集會

一〇月一三・一四日に愛知で行われた第一五回全国父母懇交流集會には、史上最高の二六都道府県七四〇人の父母と教職員、三五人の生徒が参加しました。地域・学園でのとりくみを交流し、語りあい、教育が変わらなければならぬことを共感していました。

4. 「国民のための私学づくり」の確信を深めた全私研

「国民のための私学づくり」を提唱してから二五年が経過した中で開かれた、第二五回霧島全私研は一八〇〇人（うち父母二二五人、生徒一〇数人）の参加で大きな成功をおさめました。教育や教科の分科会に全国各地のすぐれた質の高い実践が報告され、大きな感動を共有するとともに、生徒・父母とともにつくる「国民のための私学づくり」の姿がいっそう鮮明になりました。

五、教育の民主的発展をゆがめる日教組と

組織のちがいをこえた共同のひろがり

日教組が財界や自民党・文部省とのパートナー路線に転換し、文部省の政策の実践部隊としての役割を担い傘下の組合員におしつけていることは、民主的な教育の創造・発展にとって許しがたい状況をもたらしています。

行政権力は、日教組の路線転換を最大限に利用して「日の丸・君が代」のおしつけを強化しています。また、日教組の教育研究集會では、「いじめ」問題をめぐって子どもや父母と教職員を対立させ展望を見いだしえない論議を展開する、地域で「学区に一枚、総合学科を」との請願署名を行なう、定時制の統廃合に賛成するなどのうごきは、子どもたちの学習権を奪い、現場に混乱をもちこみ、教育の反動的再編に手をかすものです。

こうした中で、多くの教職員や教職員組合が、教育者の良心にかけて民主教育の推進と教職員の生活・権利を守る立場を堅持し、奮闘しています。

三〇〇〇万署名、寒冷地手当改悪反対、二級・三級ワタリ実現など一致する要求に基づき、所属組織のちがいをこえた高校組織の共同が發展しています。また、全国教研をはじめ、各種の教育集会やシンポジウムなどでも、子どもと教育をめぐる豊かな実践交流や真摯な討論がすすめられています。

II 私たちがめざす教育と九六年度

高校教育シンポジウムの課題

今年度のシンポジウムで深め明らかにしたい課題と
とりくみの方向

今日、財界が求める「人材育成」か、憲法・教育基本法、子どもの権利条約がかかげる「民主的人格の形成」かが、日本の教育をめぐる基本的な対決点となっています。

そして、公教育を「資本の論理・競争の原理」か「子どもの学習権・発達権の保障」かのどちらの立場で行なうのかが問われています。

こうした情勢のもとで、今年度のシンポジウムでは次の課題について論議を深めます。

1. 政府・財界の教育政策の本質を明らかにする

・すべての分科会で、第一期中教審「第一次答申」を、現場の実態に即してさまざまな角度から検討し、その本質を明らかにします。

2. 高校生・青年をどうとらえるか、「子ども観」を深める

・発達の視点にたった「子ども・青年観」の論議を深め、その可能性をどうきりひらくのかについて論議します。

3. 学力観と授業づくりをどうすすめるか

・子どもを発達の視点でとらえ、可能性を開花させる授業実践やさまざまな指導と援助について論議します。

・普通教育としての共通学習と、自由選択制を豊富に生かした教育課程の創造について交流します。

・後期中等教育にふさわしい労働・技術・職業に関する基礎的な教育を、すべての高校生に保障するとともに、専門学科、専門教育の充実をめざし、教育課程の民主的自主編成の追求と交流をすすめます。

・ホームルーム、生徒会活動をはじめ、学校の内外における生徒の自治的・自主的活動を育て励ますとともに、平和・人権を尊重し民主主義を身につけ行動できる人格をはぐくむ教育について論議を深めます。

4. 学校づくりをどうすすめるか

・教育要求で団結し、教職員集団の力量を高める学校づくりを追求します。

・教育・学校づくりのパートナーである父母との共同について交流し学びあいます。

・学校づくりの重要な柱である教育条件の改善のとりくみを交流します。

・学習の権利主体である生徒自身の参加と、父母の教育権、専門性に基づく教職員の権限に立脚した学校づくりを追求します。

5. 教育行政に対する要求づくりと運動をどう発展させるか

・ 小中学校、地域・父母との連携を破壊する受験競争の激化や、学校間格差・学区拡大などに反対するとりくみ、希望者全員入学の実現と地域に根ざした高校づくりについて交流し学びあいます。

・ 父母・住民と教職員が学校を含む地域の教育全体の主体者として共同し、教育条件の改善をはじめ要求と運動の組織化をすすめるとともに、教育行政の民主的転換をめざすとりくみについて論議を深めます。

高校生を《高校の民主的再建》の主体に

平和・国際教育研究会代表

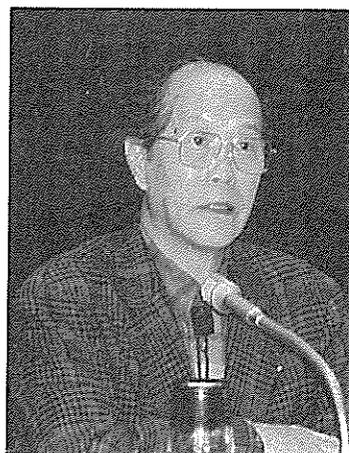
日高教・高校教育研究委員会会長

森田俊男

一、子ども観、高校生観の転換を！

もつと急いで！

―答申のそれから、憲法・子どもの権利条約のそれに―
はじめに―子ども観、高校生観というとき、議論の前提として、私は《いまの中・高によって引き裂かれている十代の思春期―青年期教育を一つの統合的な中等教育に》という考え方に立っている。また、一八歳選挙権と子どもの権利を結びつけて、とくに市民的自由・社会参加の権利を学習・発達の権利(保障)と堅く結びつけてとらえるという観点に立ちたい。前者についてはここでは触れない。



①私は、一九八八年一月、「臨教審・教課審」答申の人間像を《コンピューターを背中に》と戯画的に示してみました。

臨教審・教課審答申のめざす人間像は、

《コンピューターを背負って、英語を操るサムライが、星条旗の下で、日の丸を額に巻き、君が代を口ずさんで、世界の各地に、とくにアジア・太平洋にのりだしていく》というものではないか。

コンピューターにひっかけてもうひとつひねるなら、つぎのような人間像も追求されていよう、もとより二つにしてひとつだともつけ加えておきました。

《コンピューターの下でこき使われて、くりかえし失業し、そのたびに自腹で「生涯職業能力開発」なる教育・訓練をうけ、労働市場に立ち、その間、たたかうなどということとはせず、「豊かな心」で「公共に尽くし」、とくに、国の社会福祉に頼ろうなどは考えず、もてるもの―があつた場合の話だが―すべてをシルバー産業にささげて死んでいく、「たくましく生きる人間」である、と(カッコ内は教課審答申の言葉)。

〔森田俊男「臨教審と日本人日本文化論」新日本出版社〕

いま、「中教審」答申も、だいたい同じだと思います。

②ただ、教育運動、教育研究運動の発展は、次のように力点を變えてとらえることを私たちに促していると思います。

答申の子ども観・高校生観は、あいかわらず

《高校生は、教育権をにぎる国家の教育・教化——だからまた管理・統制——の対象である》、と同時にこれまで以上に《商品としての教育というサービスの受益者（買い手）である》というもの。

これは、昨年この集会での浦野東洋一さん（共同研究者）の「五つの学校モデル」の①と④に当たるものでしょう。いかにして⑤の型にしていくか。いや再建していくか。

〈五つの学校モデル〉

①国家支配型 ②個人支配型 ③専門職（教師）支配型 ④消費者主義（選択）型 ⑤パートナーシップ（参加）型

③いま、私は再建と言いました。どこに原型があるのか。私は、高知における《新制高校・公選制教育委員会・その政策委員会への高校生の参加・高校三原則答申とその実施、そして生徒会・連合の積極的な社会参加》（一九六〇年まで）に萌芽・原型のひとつをみるものです。そして、七〇年代の半ば以後、全国各地で学校を参加型にして行く努力、運動（例えば、広島修

学旅行の企画、実施への生徒会の参加など）が、とくに八〇年代以降、高校生、父母、あるいは教師をふくめ三者の学校運営への参加をめざし進められています。同時に、八〇年代に入り、学校内外での自主的活動で平和、人権・自由のために《学び—調べ—表現し訴え、社会に参加する》ことが活発になっていきます。そうした中で、答申の高校生観を乗り越え、

《高校生は、学習し、発達する権利の主体である》と同時に《国民として、市民としてあらゆるレベルの公共的生活（その決定）に自分の見解を表明し、積極的に参加する権利の主体である》

という高校生観、子ども像が作りだされているのではないかと（高知について「憲法五〇年—高校生はをいかに生きたか」『高校のひろば』二二二号を参照されたい）。

例えば、昨年のこのシンポジウムで報告された埼玉・所沢高校生徒会の、突然降って湧いた「単位制導入」への大急ぎの学習と校内世論形成の努力、批判的見解の表明、さらに県教育長への質問状提出にみられるもの。（日高教、全国私教連、九五高校教育シンポの記録「所収を参照」）

④このような《学習と社会参加の権利の主体》へ、という考えは、つぎの一九八五年ユニセフ「学習権」宣言、一九九〇年子どもの権利条約に明示されているものです。私たちの努力はこの国際的合意をフォローし、補足、是正に取り組み、その普遍性の確定に寄与するものでもあるのです。

子どもの権利条約（一九九〇年）

第二条（意見表明権） 1 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに、その子どもに影響を与えるすべてのことならびについて、自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

第十三条（表現・情報の自由） 1 子どもは表現の自由への権利を有する。この権利は、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態または子どもが選択する他の方法により、国境にかかわらずなく、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、かつ伝える自由を含む。

第十四条（思想・良心・宗教の自由） 1 締約国は、子どもの思想、良心および宗教の自由への権利を尊重する。

第十五条（結社・集会の自由） 1 締約国は、子どもの結社の自由および平和的な集会の自由の権利を認める。

第三十一条（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加） 1 締約国は、子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利ならびに文化的な生活および芸術に自由に参加する権利を認める。

⑤ここで《学習し、発達する権利の主体》として見る、というとき、大事な《人間の尊厳》ということに触れざるを得ません。というのも、高校において今なお暴力による管理・教化を

許されるもの、と見る考えがあるからです。体罰という概念について重ねてはつきりした合意を、と強調したいと思います。（イギリスでも父母の動き、政府、国会の内部で体罰肯定・復活論がでているし、首相は反対している。資料1）

⑥最後に、いま世界の各国で、とくにアメリカ、フランス、ドイツ、イタリアで高校生が、《学習と社会参加の権利の主体》としていかに活動しているかにいつも目を配り、日本での取り組みの視座を確かめることを提唱します。（資料2）

今これら各国の高校生は、寒さをはねのけ移民など少数者の教育権を守るために行動し（アメリカ）、大学生から授業料を取る政策に反対し（ドイツ）、充実した学習の保障と就職の保障を求めて（イタリア）、高校、高等教育施設の統廃合などに抗議し（ベルギー）、それぞれ学内、国内世論に訴え、政策決定に影響を与えています。

資料1

「ムチ打ち復活、七割が賛成」

英国の体罰論争（各紙世論調査）（朝日九六・一一・五）

【ロンドン三日リ橋本聡】生徒へのムチ打ち体罰の復活を、英国民の三分の二が指示していることが三日付の新聞各紙の世論調査でわかった。

学齢の子どものもつ五〇六人の親に聞いたピープル紙でも、六七％が体罰導入に賛成するなど、四つの新聞の調査

結果が、そろって体罰復活を求める世論の広がりを示した。シェパード教育相の「体罰有効」発言が議論の口火を切り、内閣の重鎮ハワード内相らも同調。合法化をめざす右派議員グループは「圧倒的な国民の支持がはつきりした」と喜び、体罰復活を渋るメージャー首相への圧力を強めている。

資料 2

「イタリア 高校生四〇万人がデモ」

学校改革、教育予算増求め（赤旗九五・一二・四）

【ローマ二日浅田信幸記者】イタリアで二日、学校改革や教育予算の増額、権利憲章の承認を求めて高校生四〇万人が決起、全国の一〇〇を越す都市でデモを繰り広げました。二八〇万高校生のほぼ七人に一人がデモに参加というこの秋最大の動員で議会の予算審議が大詰め段階にさしかかるなか、高校生のたたかいかにも拍車がかかります。

行動提起は個人加盟制の「高校生連合」(UDS)が中心になって呼びかけたもの。「学校を変えよう。いまそれをやろう」をスローガンに、ナポリで四万五千人、トリノ二万五千人ローマ一万二千人など、各地で若々しい声をはり上げました。

高校生たちがいま最大の要求に掲げているのは、教育予算の修正と公教育の擁護。現在議会で審議中の予算案では、

向こう三年間の二万五千人の教員削減によって「節約」される一兆二千億リラ（約八〇〇億円）を私学助成に振り向けることが提起されています。その一方で公立高では壁がはげ落ちたり、天井に穴が開いたりと老朽化の目立つところが少なくありません。

もう一つは学校運営に高校生の声をもっと反映させるための「権利憲章」の承認と、義務教育年限の一八歳（現一四歳）への引き上げなどを柱とした学校改革。「高校生連合」がまとめあげた「憲章」と学校改革提案は、これまでに全国の六五〇校の集会で論議され、一一五の自治体からの支持も得たと伝えられています。

二、国民的、市民的教養論を！

もつと具体的に！

—政治的教養と市民的訓練にしばって—

科学論、子ども論として、「国民的または市民的教養」あるいは「民族・言語などの少数者を含むすべてのものの共通教養」なるものはや成立しないもの、あるいは構想しても意味がない、と見る見解が有り得る。また、そこに現代の学校の意味、役割の転換を見るところ考え、教育論も有り得る。結論的に言つて、私は、そうした論点、考えに立たない。また、だから答申が「知識や技能」を「身につけ」させるといふ学校の役割、責任をあいまいにし、否認していることを強く批判するもので

ある。ここでは、これらのことに触れない。なお、私は多民族・多言語（文化）の社会をとくに生き、それぞれ個性的、主体的な存在になっていく—そこの「共通の教養」とそれぞれの「教養」を考えるとともに、カリキュラムを複合的なものとして考える、という観点に立つものだ。

①答申は、「二二世紀への展望」にたち、「変化の激しい、先行き不透明な、厳しい時代」といいます。多くの人々が内心そう感じていると思います。だが、答申は、「だからこそ、平和、人権、民主主義、発展など普遍的な価値—憲法や国連憲章、世界人権宣言などに民主的原則としてよりこまれている—toたつて、その実現に「不断の努力」をする若者の形成を」と言わないう。ここで国際的良識の声を傾けて見よう。我が国の文部大臣もその構成員であるユネスコ・国際教育会議（一九九四）の宣言と採択された行動要綱です。

宣言は、「国内及び国際の平和と民主主義を脅かす暴力、侵略的ナショナリズム、宗教的不寛容、貧富の格差の拡大」などに危機感を表明しつつ、「教育は人権、民主、平和の建設に積極的に参加し、役立つ知識、価値、態度そして技能を推進すべきである」と確信すると述べています。

平和・人権・民主主義教育に関する総合的行動要綱

II 平和・人権・民主主義教育の目的

6 平和・人権・民主主義教育の最終目的は、平和の文化が達成されるような普遍的な価値と行動様式の間があら

ゆる個人において発達することである。異なる社会的・文化的な条件においても、おそらく普遍的に認められるような価値を明らかにすることは可能である。

7 教育は、自由に価値をおく能力およびそれらの課題に立ち向かうスキルを発達させなければならない。このことは市民に対して、困難で不確実な状況に対処することや、彼らに人格的自律性や責任を身につける準備をさせることを意味している。個人的責任の認識は、他者とともに問題を解決したり、公正で平和的、民主的な共同社会のために働くというような市民的参加を評価する認識と結合されなければならない。

9 教育は非暴力的な紛争解決の能力を発達させなければならない。したがって教育は、寛容、いたわり、分かち合い、思いやり等の特性を生徒がより確実に身に付けられるように、心の中に内面的平和を発達させるよう促すべきである。

10 教育は、現状分析と同時により望ましい将来の展望に立つて自分の判断と行動の基礎を置き、情報から選択を行う能力を市民に培わなければならない。

文部省、中教審は相変わらずこうした国際的合意を無視するのです（これらの合意について小著『平和教育のための宣言・勧告・条約集』を参照されたい）

②答申は、こうした考えと反対に「臨教審」以来の「不易・

流行」論をもちこみ、「生きる力」の育成を、といます。この「不易なるもの」(価値)の継承とは一体何か。端的に言つて、それはポスト・モダン論の日本的言説である。ポスト・モダン論とは、国際的には、科学技術の発展への不安を口にし、そこに近代の行き詰まり、危機、あるいは文明の病弊、崩壊を見て、その克服のために、と伝統への回帰、人間と自然の融合を言い、超越的なものへの畏敬、非合理的なものへの依存・肯定をいうもの、とされています(最近のA・ラタンシ「人種差別主義とポスト・モダニズム」『思想』九六・一〇・一二)。

戦前では「大東亜共栄圏」論を支え、侵略を美化し、血の同化を説いた「近代の超克」論(文芸評論家小林秀雄、哲学者西谷啓治、歴史学者高山岩男ほか)として、戦後では八〇年代の財界や政府の教育改革論を支え、縄文の思想(原始神道)と律令の精神(天皇のもとでの和)の二つを日本文化の基層・不易なもの(哲学者梅原猛ほか)として表れたものなのです(くわしくは小著『臨教審と日本人、日本文化論』『新国家主義批判』を参照されたい)。

③ 答申は「時代の変化」(流行)、つまり急速に進む情報化や国際化、激しい国際競争に勝つための科学技術の開発などに対応する教育改革として、「生きる力」には、「創造性」「自ら課題を見つけ解決して行く資質」「合理的精神」などをあげ、その取り急いでの育成を強調します。

④ だが、同時に「不易なるもの」(価値)として「連綿として

受け継がれて来た我が国の文化や伝統」我が国の形成されて来た歴史」「美しい日本語」をあげ、その尊重、継承を強調します。もとよりそこに「和の精神」「自然に超越的なもの・神を見る心」「自然と人間の共生」「天皇の下での国民的統合、その文化の純粋性・優越性」などを見いだすのです。

⑤ とくに、それら「不易なるもの」を「経済大国として世界の安定と繁栄に貢献」する日本人の「資質、能力」として強調していることに注意したいと思います。

私は、答申の「生きる力」が、ポスト・モダニズムと大国主義、そしてあいも変わらず人的能力開発主義(排他的競争選抜によるエリート)の析出、スクラップ・アンド・ビルドを中心とするもの)に立つものであることを指摘しておきます。

⑥ さて、ここでの問題は、国民として、人類の一員としての教養という観点で、我々の実践をふまえて、教育内容を見直し、厳選し、自主編成していくことにどう取り組むか、です。週五日制の実施はそのことを促す。だが、もっと本質的なことは前章の③に掲げた高校生像をめざす教育としての編成ということでしょう。

その点、答申の「生きる力」の価値、知識、資質には、①で指摘されている《平和、人権、民主主義、持続可能な発展》などの価値はなく、「基礎・基本」「厳選」される教育内容は、「生きる力」を「基本的考え方」にして」として決められる、といっていることを理論と実践の両面で批判、克服しなければなり

ません。ここでは、政治的教養と市民的、公民的訓練に限定して考えてみましょう。いうまでもなく、科学・技術、芸術・文学、言語、体育などでの教養の解明と厳選の課題があり、それらを加え、総体としての国民的教養が構想されねばなりません。

⑦国民として、人類の一員としての教養、とくに政治的教養というとき、私たちにとって大事なことは、

第一に《平和、人権・自由、民主主義、発展》など、憲法、国連憲章・世界人権宣言から子どもの権利条約などの民主的原則にもられた普遍的なものを価値としておさえることでしょう。第二に、

1. そのひとつひとつの内容、それらの相互不可分性、さらにそれらの実現のための諸国民の「不断の努力」のたたかいとその歴史などの深い理解、知識

2. それらの価値を追求して行くものに求められる、自らの尊重、寛容、開かれた心、強い正義感、そして連帯の心などの態度・関心、さらに

3. 問題解決のため、地域をふまえてとらえ、調べ・踏査する姿勢、批判的分析的思考、共有する問題の解決のため異なる見解のものとも共同し働く、紛争を非暴力・平和的方法で解決する手立てなど、さらにあらゆるレベル（地域―国―世界）の公共的生活に見解をもって積極的に参加できるなどの技能（思考・表現・行動手段の技量）の習熟形成に取り組むことです。一九七四年「国際教育」勧告を参照されたい。

七四年「国際教育」勧告

一三 加盟国は、教育のすべての段階で、積極的な公民的訓練を促進すべきである。この訓練は、あらゆる人々が公の機関（地方、国または国際のいずれであるかを問わない）の、運営方法および事業についての知識を獲得し、基本的な諸問題を解決するために手続きに精通し、かつ、地域社会の文化生活および公務に参加することができるようにするためのものである。可能な場合には、この参加は、地方国また国際の諸問題を解決するための教育および行動とのつながりをしだいに増していくべきである。

一七 国際教育はつぎのような教授と学習のアプローチを要請する。

態度と価値という目標は、一定の認知的で知覚的な能力を高めることによって達成されるといってよい。（教育）活動は、役割演技、共感を求めている訴え、いくつかの鍵となる原理の肉づけ、それらの原理の慎重で一貫した適用、人びとの触れあい、道徳的発達の高段階への前進をうながす学習環境の供与などをふくむ。

国際教育においてとられる方法とそのメッセージの首尾一貫性は絶対必要である。学校の探求的環境と教授・学習の過程は平和、協力、正義、人権、そして生態的持続可能性という目的と調和してはならない。

教授・学習の過程は、生徒と教師の間の、クラスの生徒の間の協力の実践をはげますものでなければならぬ。

活動的で、過程を重視する教授・学習の方法をとることで
学び手を争点や懸念すべきことへの探求と解決策に熱中さ
せねばならない。

議論の余地のある争点は、あらゆる視点での批判的分析、
ドグマの排除、価値の相對主義を通して考察される。学習
者は、代替の視点と根拠を評価しながら、調査と考察のひ
とまとまりの技量を訓練し、発展させ、自らの価値と見解
を明確にさせる。学習経験は、とくに地域レベルで、個々
人の行動に、さらに積極的な参加と社会活動に転じさせて
いくことを通して、問題の解決に熱中させていくよう方向
づけられる。

第三に、この価値—知識—態度—技能を平板な、また上下の
関係でとらえるのではなく、円環的関連で、全一的に押さえる
ということ。八〇年代に入り高校生平和ゼミナル活動の
ってきた《平和のために学習し、調べ、多彩に表現し訴える(社
会に参加する)》は、そのことの大事さを示しています(平和ゼ
ミ全国センター編『高校生平和ハンドブック』を参照)。

第四に、高校生の学校内外の自主的活動が切り開いているも
の—それを支えている社会科、理科、外国語、文学教育など
における学習の成果をふまえ、整理して、こんにちの政治的教養
の中心、その方法、とくに自主的・自治活動と学校運営、社会
参加との結合などについて、具体的に、試案を提起する、とい
うことでしよう。

⑧重要なことは、その政治的教養と国民的、市民的行動力は、
今直面している次のような諸問題を若い世代が、二一世紀に向
けて見通しをもって取り組み、解決していくことをしっかりと
支える人間的、理性的な知、情熱、行動の技量でなければなら
ない、ということでしょう。

1. アジアの一員として生きるアジア観、歴史認識の確立(と
くに過去の合理化、相對化、美化の克服など)か、ふたたび
「入欧」覇権の歴史観か。
2. 核兵器の廃絶か、核抑止力の是認か。
3. 国際貢献を軍事同盟、政治大国と事大主義の道でか、非同
盟、中立、平和主義の道でか。
4. 多国籍企業への民主的規制か、「自由」の名の下での放任
か。
5. 世界の一〇億の貧困、八億の失業、国内の貧富の格差にど
う取り組むのか。
6. 国連の民主的改革か、大国としての常任理事国(拒否権を
もつ)入りの追求か。
7. 一八歳選挙権、アイヌの先住権、外国人の社会参加、選挙
権などをどうするのか。などなど

例えば、

◆《高校生は、部落問題を解決していく最終のランナーだ!》
これは、一九六四年から三三回の取り組みのなかで、九〇年
代に高校生が到達した部落問題(身分差別)の解決について
の二一世紀への展望と今なにをなすべきかの自覚、活動の方

法の表明です（高校生部落研三〇回報告を参照）。

◆《高校生は呼びかける。↓基地のない、平和な島・沖縄、そして日本を！》

これは、一九七四年から二三回の取り組みの中で、平和・非暴力の理念・価値をつかみ取って、二一世紀を核兵器など非人道的兵器のない、紛争を平和的方法で解決していく時代としてとらえたものです（高校生・沖縄平和集会アピール）。

◆《高校生はすべての人々に呼びかける。核兵器を廃絶しよう。障害者や外国人にたいする差別をなくそう。受験のための教育ではなく、学ぶ喜びのある学校を！仲間の高校生に呼びかける。いじめのない学校をつくろう。学校に話し合いのできる場をつくろう！》。

これは、一九九五年から二回目の九六年の「東京の高校生平和集会」のアピールです。

などなどたくさんの実践があるのです。

高校生は、自分の、借り物でない言葉、また多彩な表現（構成詩、劇、うた、仮装デモ、報告書、パネルなどなど）で訴える。理念・原則―理想を胸にして洞察し、もつと学習して具体的結論を、といい、一つの考えを押しつけない（安保、基地容認派と批判派が激論）。つまり、異なる考えを認め合いつつ、課題の解決のために共に行動し、働く。

⑨ここで、政治的教養と公民的訓練についての教育実践、研究にあたって強調しておきたいことは、次のような政策、理論

の動向ときっぱりと対決し、創造的に克服していくということです。

第一、文部省一九六九年「見解 高校生の政治的教養と政治活動について」の批判と克服です。「見解」は次のように言っています。

1. 高校生「未成年」論（だからすべての政治的、社会的活動・参加は不可という）

2. 「高校生《未熟》論」（憲法は国民すべてに表現、思想、結社の自由を保障していることを否定はできない。だが未熟だからだめというのだ）

3. 「高校生の政治的活動は学校教育の妨害」論（生活と学習はすべて《指導要領・教育課程の枠内》、外出も制服、旅行は届ける、国歌国旗のおしつけなど）

4. 「政治的教養の一面的強調論」（政治学習と個々人の自由な見解表明・社会参加、政治参加、ならびに生徒会などでの市民的、公民的訓練とを切り離し、すべての政治的活動を否認）
これらは、すでに実践と国際的合意（勧告、条約）によって、また社会的現実（例えば八〇年前後から教育産業の手による国内外での旅行、体験学習など）によって乗り越えられている。

だが、今日の政治的教養の内実、つまり、地域を踏まえ、世界的視野にたつて、切実な人類の課題に取り組みものの政治的教養の内容、市民的、公民的訓練とその結合について私たちの側でまだ不十分なのだ。なお、文部省は六九年「見解」の撤回

について、日高教、子どもの権利条約の確定に取り組む団体の要求に応じてはけません。

第二、答申の「生きる力」の観念性、非科学性への厳しい批判と克服です。それは、

1. 政治認識の大国主義
2. 歴史認識の非科学性
3. 平和、人権など普遍的原則の無視
4. 二一世紀へのヒューマンな危機意識の欠落
5. 人類の直面する危機の認識の浅薄さとその克服に立ちむかう人類の連帯、国際機構とその民主化、国際民主主義の無視などです。

第三、一部の学者、保守党政治家、文学者、教育学者などの、声高な「大東亜戦争肯定論」「自由主義史観」さらに「あの戦争観」の唱導、とくに教科書（従軍慰安婦などの記述）の書き換えを叫ぶ動向への厳しい批判、創造的克服が急務です。とくに、「自虐史観」の教育という非難、攻撃にたいする創造的対処がもとめられています。

◆実践が引き出しているものは、決して「自虐・人間不信」への教育ではなく、

1. 《非人道的行為》と全体としての《侵略戦争―そこには非戦、反戦、平和の戦いもある―》との区別と統一（前者の学習には発達への配慮が求められること）、その《批判的分析的な考察力》の形成であり、

2. 《真実》を直視し、学ぶ《知的勇氣》と《心に刻む誠実さ》の形成であり、

3. アジアの人々に《真実》をふまえての《理解》と《和解》をもとめ築く《理性的謙虚さ》の形成

4. 非戦、反戦平和の《抵抗・抗議・不服従》、《非暴力の戦い》への《誇り》、その歴史、哲学、方法手段の継承であり、

5. 《戦争、非人道的行為の犯罪責任》と《政治責任と道義的責任》とを区別し、未済の責任を問い、政府に戦後処理の誠実な履行を求めて行く《歴史を引き継ぐ自覚・責任観》の形成であり、

6. 民族自決権、国家主権の独立、対等平等、紛争の非暴力・平和的解決、国際人権、人道法の擁護、世界の平和、人類の福祉のための貢献など《国際民主主義》の原則を学び取り、

7. 核戦争をふくめあらゆる戦争の悲惨さ、悲しみを通して、《非戦》《非暴力》の理念をこころに刻み、憲法や国連憲章の《戦争、武力行使の放棄、否認》の法理念の理解に、
というものです。

第四、さらに過去の美化、合理化、相対化を叫ぶものの戦争観、歴史観と不可分の国際政治論である「力の理論（パワー・ポリティクス）」「戦略論的リアリズム」（国益と秩序は結局のところ「力」の行使、抑止、均衡によるという見地）へのきつぱりとした批判、克服が急務です。

また、暴力は人間の本性、遺伝子に刻まれている、だから人間は戦争を放棄できない、という子ども・青年の心についての

まにか忍び込んでいる間違った考え、あるいは、人間はその初めから戦争をしてきた」という人類史の間違った理解にたいして、社会科学、生物学、考古学などの学問的成果にたつた批判と創造的克服も怠務です（これらについて小著『平和・国際教育論』、またユネスコ『暴力についてのセベリア声明の学習冊子』を参照されたい。小著『平和教育についての宣言・勧告・条約集』によられよ。）。

⑩最後に、私たちの、政治的教養と市民的訓練のための実践と研究は、つぎの諸国際的合意に支えられています。私たちは、それをフォローし、弱点を補強し、より普遍的なものに高めていくことに意識的でなければなりません。

☆一九九二年ユネスコ「国際教育に関するガイドライン」

(略記)

一〇項 教育は若い人々に、世界の主要な問題についての知識を獲得し、それに立ち向かう態度と価値観を發展させる機会を準備し、(解決に)かかわっていくことを励ます諸活動と過程をふくまなければならない。

一一項 目標は、知識―価値―態度―技能の概念で表現される四つの次元のすべてが必要である。

☆一九九四年ユネスコ国際教育会議「宣言」

われら文部大臣は、教育は、人権の尊重に寄与し、権利の擁護と民主主義と平和の文化の建設に積極的に参加し、役

立つ知識、態度、価値、そして技能を推進すべきであると確信し、(略)平和、人権、民主主義および持続可能な發展の問題に積極的に取り組む、責任感のある市民を育成するという新たな課題に見合う革新的なほう略の開発を上げます。

☆一九九四年国連・人権教育の一〇年「宣言」

人権教育は、次の諸点を指向するような知識、技能の伝達と態度の育成をつうじて、人権の普遍的な文化を形成することを目的とする教育、訓練、普及、情報の努力である。

- a 人権と自由の尊重の強化
- b 人格の全面的発達と人間の尊厳
- c すべての諸国民、先住者、人種、国民、エスニシティ、宗教、言語の集団間の理解、寛容、男女平等、友好の促進
- d すべての人々が自由な社会に実質的に参加できること
- e 平和維持のための国連の諸活動の促進

三、学習への参加を！ 学校運営への参加を！

社会参加を！ もっと大胆に！！

―区別と結合を―

はじめに

参加について消極的、あるいは否定的論がある。上からの慈

惠的なもの、体制内に組み込むためのものとみるかどうか、は子どもを《権利の主体》と見るのかどうか、にかかっている。今日までの多くの実践は、《発達の保障》ということと《学校の民主化》という観点を切り開いている。いま、国際的に追求されているのは、《参加》なしにあらゆる社会的、経済的、政治的、文化的発展はない、という思想・権利意識の確定という課題である（小論「人権・基本的自由の教育に新しい展望を―国際的合意形成に参加し、発展させよう―」『部落』九六・三を参照されたい）。

①答申は、とくに高校生の学校外活動、社会体験を強調します。だが、学校運営への参加は決して言わない。また、すべてのものに中高六年一貫制度とは言いません。また諸保守党の選挙公約にもられた教育改革には六年一貫制もでている。だが教育・学習への参加、学校運営への参加、さらに社会参加の保障ということはありません。

②だが、多くの優れた実践が、子どもの発達保障ということから、これらの参加の区別と結合の重要性を明示しています。昨年（九五年度）のこの会議に出された埼玉・所沢高校生徒会の「単位制問題」への取り組み、長野・木曾山林高校の生徒会の郡内一町村長を招いての文化祭「木曾サミット」の取り組み、さらに兵庫・尼崎の高校生徒会（交流・連携）の「大震災に立ち向かった」活動などです。（「九五高校教育シンポの記録」

参照）

③ところで、私たちの高校生意識調査が示しているように、高校生の多くは授業への参加の実感、体験はなく、参加の学習の喜びを経験していません。まして、学校運営（学科の編成、単位・評価の制度などの計画、決定、実施）への参加の自覚はほとんどない。また子どもの権利としての社会参加の自覚、一八歳選挙権の自覚も多数派にはなっていません。

④私は、高校の民主的再建の鍵は、この高校生自身が再建の主体として位置づく、その主人公になることだと考えます。そして、そのさい重要なことは一八歳青年を政治参加の権利の主体として見ることです。そして、

⑤小中高の学校で、とくに中高の段階で、次の三つの参加を励まし、しっかりと保障することです。

- ・参加の学習（教科・教科外の活動）
- ・学校運営、行政への参加
- ・あらゆるレベルの公共的生活への参加

◆参加の学習とは（教師の側の働きかけとして言えば）、

a 多すぎない、一握りの、科学と芸術の成果を学び取らせること。

b 自分の問題意識で調べ、踏査し、新しい《問題》をつかみとらせる。（bからaへ）

c 授業と十分な実験、実習、演習、演技とを結び付け、活動させる。

d 生徒同士の対話、討論を励まし、ロールプレイ、法廷劇などにとりくませ、見解の形成、批判的分析的力の形成をはかる。(dからaへ)

e 自己評価、相互評価を活発に促す。

f 学習の成果を多彩に表現し、社会参加へ、文化の創造へ、と励まし、支える(さらにaへ)。

◆学校運営、行政への参加とは、

a 入学、卒業は、国家による祝福ではなく、学校、父母、子ども、地域の人々みんなによる祝福に！そして参加の学習を！↓学校の一員になる。

b 学校の情報は分かりやすい形で、十分に！↓給食や学級便りのように。情報のないところで参加はない。

c 児童会、生徒会は自治組織に。自分たちの見解を！

d 科学、文化、スポーツなどのクラブ、同好会、部の結成の自由、自主の保障！↓結社・会を作る自由

e すべての段階の学校は子どもの、また学級、学年、全校生徒会(代表)の、さらにクラブなどの代表の意見、要求をきく。校長はきちんと答える。中学では、対案を。高校では、審議への参加を。

f 制度の変更、授業料などについて教育委員会は、生徒の意見を聴く。生徒は面会と対話を求める権利を保障される。

g どのような規律処置にも自分の見解、弁明をし、また教育から引き離されない権利をもつ。などなど

◆公共的生活への参加とは、

a 一身上のことについて公的機関(学校を含む)で意見を言い、弁明をし、自分で決める。

b ひとり子どもとして、また生徒会やクラブなど組織で、さらに学校外の自主的活動組織で、平和、人権、民主、福祉、環境などの問題について、積極的の見解を述べ、また、多彩に表現し訴え、学内、地域、国の内外の世論形成に参加する。

c そこに平和、自由のための質の高い文化の創造を進める。などなど。

⑥右の参加の学習と学校、行政への参加について、国際的合意である一九七三年国際教育会議「中等教育の目的、構造、内容にとくに関連する教育、訓練、雇用の関係に関する勧告」を見てください。

一般原則

E 教育、訓練が全面的に、かつ誠意をもって受け入れられるためには、生徒、教師、親が中等教育の教育上、行政上の運営に参加することを確保し

F エリート主義と差別の原因である伝統的なアカデミズムの強調を断ち切り、さらには青年の独自の訓練を施し、社会的に統合するような普通教育、技術―職業教育を、一つの統一された、調和のある、柔軟で多様な制度に統合することによって、中等教育を再編すること。

G 中等教育が、人民間の平和、理解と連帯の精神の発展に貢献することを確保すること。

カリキュラム、教育方法、試験

8項 教育方法に関しては、行政組織が（生徒、教師、親の）参加という民主的原则によって統制されねばならないのと全く同様に、教授組織もまた、権威主義や教条主義（管理統制や教え込みなど）を排除し（生徒に）責任と連帯の意識を発展させながら、生徒の積極的な参加を目指し、自発性の保持と創造性の鼓舞を絶えず求めることによって、生徒が労働への意欲と系統的な研究への興味をもつようになすべきである。

⑦ こうした国際的合意こそ、一九七〇年前後の世界各国での学生、高校生の教育改革を求めての行動、その要求を踏まえての、欧米各国の子ども、学生の学校参加、社会参加の制度的保障の動きを反映するものです。たとえばフランスでは、一九六八年六月、「五月危機」の収束をめざすドゴール大統領の「参加」の構想をうけ、政府は、教員、父母団体、生徒代表、教育行政当局、その他教育団体の意見を集約し、教育改革案を策定するため「学校生活問題検討委員会」を設置した。その報告書は、生徒、父母、教師の代表は議決権をもって学校の管理に参加する等を提起。

これを受け、政府は「中等学校の管理運営に関する改革政令

案」を出す。一九六八年九月、国民教育高等審議会これを可決。一月公布。学校管理委員会（普通規模の学校で三〇人）は委員の六分の一を父母代表、六分の一を生徒代表、六分の一を教職員代表などで構成され、委員会は、校則の決定、予算案の議決・決算の承認、教授組織編制、学校生活のすべての問題についての答申、社会教育クラブの設置・奨励・監督等を扱う、となるのです。くわしくは小野田正利著『教育参加と民主制』によられたい。

我が国では、六九年「文部省見解」により、積み上げて来た高校生の学校内外での自治的、自主的活動、その萌芽は、押し潰されました。

⑧ ところで、一九七四年ユネスコ「国際教育」勧告は、「教師は、生徒、父母、関係団体、および地域社会と協力して、子供、青年の創造的想像力と社会活動をさかんにする方法を使って」平和と民主主義の教育を発展させること（一二項）、「教育のあらゆる段階で積極的な公民的訓練を促進すべきである。」とい（二三項）、学習と社会参加の結合を促しています。

⑨ こうした観点に立つ実践は、日本でも七〇年代後半に入り、ひろがっていきます。広島、長崎修学旅行の取り組みに計画と準備の段階から生徒会の積極的参加が、また部落研や平和ゼミが広がります。

⑩ ところで、子どもにあらゆるレベルの公共的生活（その決

定)に見解を表明し参加する権利の保障について。このことが一九九〇年子どもの権利条約で「表現の自由」など市民的権利と結び付けて権利として確定したことは知られているとおりです。

ここで確認しておきたいことは、この社会参加の権利は、多くの国で参政権を保障されていない外国人、先住民、移民労働者に保障され(日本でもようやく川崎市に正式に外国人代表者会議が設置された。九六年)、ついで、子どもにも保障されるようになったものだということです。校長や教育長、文部大臣は、子どもの願い、要求をきいて政策を立てたり、行政を進めねばならないと言ふことです。

自治体も政府も国連も子どもの意見を聴き、それにちゃんと答え、願いに沿って政治がなされねばならない、ということですから。いま大事なことは、意見をいう自由を制度、慣行として確定させるといふことです。たとえば、埼玉の定時制高校生徒会は年に一度その要求を県教育委員会にて提出しています。委員長や教育長に会い、話し合うことが認められねばなりません。

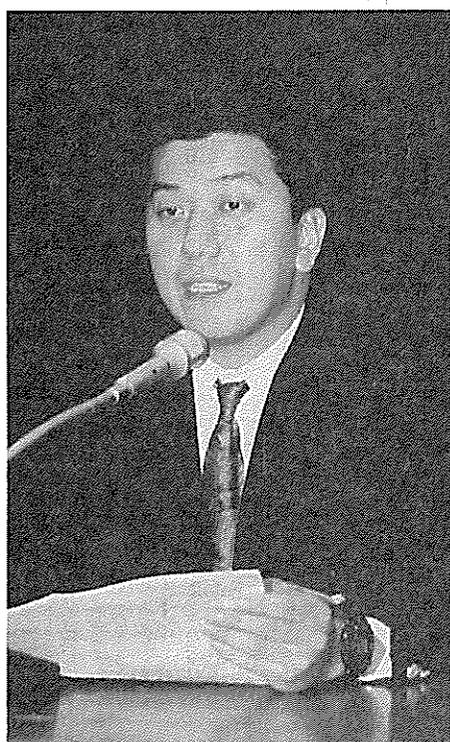
⑩ここで重要なことは、学校は、子ども・高校生の学校内外での、学校や教育のこと、平和や福祉、文化などについての見解表明と社会参加の活動を支え、励ますとともに、それを参加の学習と結び付け、「自由な社会に責任をもって生きる」(権利条約)ものに準備し、人格の全面的な発達を図る、という見地に立つことです。

⑪なお、私たちは、子ども・高校生の人格の豊かな発達の保障ということから、子どもを a 家庭と地域から引き離し、b 友人から切り離し、c 普通教育を否定し、そこから引き離し、また d 暴力を賛美し、非合理主義を唱導し、e 自民族優越主義、人種主義を叫び、是認するなどの政治的、宗教的、社会的活動への子ども・高校生の参加(それを促すもの)には厳しい態度で対処し、子ども守り抜くことをしなければなりません。もとより、私たちは家庭、地域社会、友人、そして学校のそれぞれに信頼、愛、寛容、非暴力などの理念が一貫するよう、それを妨げるものについて「不断の努力」、たたかいつづけねばなりません。

自己肯定感を育て生徒の力をひきだす学校づくり

大阪・住之江高校 谷 浦 健 司

先ほどの基調報告でも、序列化再編ということで、いままで小学区制でやっていたものが大学区制になったり、いわゆる「底辺校」、「困難校」の問題というのが、また非常に大きくクロージアップされている。大阪では、以前からそういう問題はあるんですが、そういうのが顕著なという意味で、いわゆる原則的でかつ具体的な取り組みが展望を生む、というようなお話をさせていただけばと思って、きょうは参加させていただきました。



1 はじめに

最初に、私の学校のことを話させていただきます。

第六学区で、大阪の難波からポートタウンという新興住宅街までが学区です。いわゆる「底辺校」ですが、内申点でいえば、一〇段階の二・九で三を切ったという意味ですごく大変です。テストの平均も、一科目でほしい七〇点満点ですが、一二・三です。都会の問題点もあるんですが、生徒が困難さに追い込まれているというような学校です。

卒業文集に「めっちゃくちゃ住之江高校をバカにしてけなしていた人がいる」という一節がありました。大学区制が学校間格差をつくり、地域から『底辺校』と位置づけられる学校を必然的に生み、そこに通う生徒たちは、まわりから恐ろしいほどの冷たい視線を浴びています。生徒たちは自信を失い、人間的な誇りすらなくして、ある者は破れかぶれで先日の宿泊研修ではいろいろな事件を起こしました。神鍋高原での宿泊研修でうちの生徒も暴走族に結構入っていて、驚いたことに、現地で地元

の暴走族と抗争になりかけたんです。一生懸命とめたんですが、

生徒は挑発をかけたりにして、なかなか大変だったんです。そのなかで、対教師暴力みたいなこともあって、肋軟骨骨折になったりして、非常に困難な状況が続いたりしています。

実態としては非常に困難で、そのなかで先生方も展望を持っていないという学校ですが、私は新卒で住之江高校へ行き、一三年間、生徒たちの心に寄り添って自己肯定感を育てるという考え方で、生徒の力を引き出すための取り組みを進めてきました。宿泊研修のときにも話を聞いてやると、すごく歪みを持っている生徒でも伸びたいということを感じさせてくれたということもあったので、そういうことが僕の救いになっていっているんです。ほかの先生は転勤希望を出されていることが多いんですが、僕自身は学校を替わりたくないということで、逆にうちの学校で踏ん張って頑張ろうという雰囲気づくりもしていつているつもりです。

2 「マイナス思考」から「学校づくり」へ

先生方は展望をもてないなかで、「マイナス思考」に陥るのはよくあることです。生活指導の強化を叫ぶ声はすごく大きいですが、入学当初は問題行動が多く、停学者がたくさん出ます。タバコ、ケンカ、いじめ——いじめの場合は、同時に六、七人停学を抱え、早期指導で学校にとめておいて指導して、ほとんどそれに振り回されるような感じになるのです。だから制度的に厳しくしようという声はいつも強くあるんです。「校門閉鎖」指導があり、遅刻が多い生徒を出席停止にするという指導もしています。以前はこの制度を自慢にさえしていました。

「一致した指導」ということで、体罰も以前はものすごく多く、僕自身も、体罰しなければあかんのかなと思うような雰囲気すらありました。そういう意味ではしんどい状況ではあったんですが、分会として多数派維持のためにも、「一致した指導」というのを推進してきたんですが、同時に分析的に状況をみる視点を常に提起し、現在の教育政策の問題点を指摘し続けてきました。実践的にも生徒の力を引き出す取り組みをつくりだし、応援してきました。そういうなかで変化が生まれ、最近の教研では、多くの先生方が、いま言ったような指導の問題点を指摘され、むしろ生徒たちの積極面を見る試みを紹介されています。教研のなかで、住之江にこそ本当の教育があるんじゃないかということが言われています。「進学校」でやっていたのは教育ではなかった。うちでやっていることが教育。自分の教えたいことが教えられる。あるいは生徒が「しばらく」と言ってきたら、それは「おはよう」というあいさつなんだ、というような最近変わってきました。真実を明らかにしていくなかで、教職員集団が変わってきたと思うんです。

また、カリキュラムの「多様化」の問題ですが、カリキュラム委員会を設置して、「多様化」を叫んだり、進学を重視しようとする声が大きくあります。しかし、いろんな先生方が資料を出して、雇用や、生徒を差別、序列化するなどの問題点をあきらかにするなかで、現在はそういう声は小さくなっています。目の前の生徒をどう生き生きさせるかというところに視点がいきつつあります。そういうふうに変わってきたのは、理論と具体的な取り組みがよかったと思うのです。

3 学校づくり・学年づくり

住之江高校は行事を大切にしてきました。僕も生徒会をずつとやってたんです。きのう創立二〇周年記念の式典と祝賀会をやりました。記念誌も行事の思い出があふれているんです。しかし常に行事をつぶそうという攻撃があります。たとえば「底辺校では行事の成立そのものがしんどいから、もうやめちゃおう」という声は常に職員会議でも出たりしています。しかし、生徒たちの成長を追求し、彼らと感動を共有するなかで先生方も変わり、生徒たちへの尊敬すら生まれてきています。新入生歓迎会、リーダー研修、球技大会、縦割り応援合戦を含む体育大会、熱血祭と名付けられる文化祭のなかで、生徒が大きく育っています。「進学校」や「中堅校」から来られた先生も「うちの学校でこれだけやれるのはすごい」と感心しています。

今年のことを紹介したいと思います。

実行委員会が中心になって、全体企画として、生徒全員に「折鶴を折ろう」と提起しました。平和は、一人一人がつくっていくんだということで、クラス全員に二羽ずつ折鶴を折ってもらうということも提起したんです。

私の学校は五〇〇一六〇〇人規模なので、ちょうど一〇〇〇羽、千羽鶴をつくって、文化祭に平和の文字を作ることにしました。「みんなちゃんと折ってくれるかなあ」と、実行委員の生徒も不安がっていたんですが、意外や意外、みんな一生懸命。

文化祭は本物の文化の追求という視点で生徒に攻め込んだんですが、そういう意味では、みんなが一生懸命折って、一つのも

のを作り上げることができんだという連帯感や意識を持たせることができたと思うんです。

また、「住之江高校のうた」を募集しました。いわゆる校歌はあるんですが、硬いので、みんなの本当の気持ちを代弁するよな歌をつくろうということで募集しました。女子生徒が詩を書いてくれました。

つまらないなと思ってた 毎日同じことばかりで

おもしろくないと思ってた あなたと出会う時まで

今は大切に思ってる あの時間があつたから

「また明日！」と笑ってくれた あのひとことがあつたから

泣きたいときに泣ける場所 笑いたいときに笑えるところ

いっしょに泣いてくれる友 いっしょに笑いあえる仲間

大好きなひとがたくさんいる

ここにきてよかった 住之江高校

これに卒業生が曲をつけて、「二〇周年記念コンサート」を企画して、住之江高校のすばらしさを生徒たちに共有してもらいました。

これ以外に、文化祭ではスライド上映を、ということ、去年は「疎開」をテーマにして「戦後五〇年」というスライドをつくり、今年には憲法五〇年ということで、「つるの願いを永遠に！」という題で、憲法の三大原則の紹介、戦争放棄ということ、折鶴のとりにくみ、被爆した佐々木さだこちゃんの話、そして、い

よいよ文化祭の開幕というシーンです。

このポイントは何かというと、生徒がつるを折っている姿を映すと生徒は自分が映っているので一生懸命見るんですね。このことで、自分たちの姿も確認しながら、もう一步上の文化——平和とか、高い水準のもの——を追求しようということ提起していくなかでつくりあげていきました。

また、阪神大震災救援のフリーマーケットを企画して、文化祭を生かしていく——生徒のなかに充実感を持たせる努力をいろいろしたわけです。

私は去年までは学年主任で、第一七期生を卒業させました。学年の取り組みとして映画『学校』を見せて、感想を書かせるだけでなくて、学校や勉強について、いろいろ考えさせたんです。

アンケートには、「どんな先生がいいですか」という間に、「生徒の気持ちをおわかってくれて相談のつてくれる先生」優しくて勉強の教え方がうまい先生」なんでも相談のつてくれてアドバイスしてくれる先生」学校へ来るのが楽しくなるような先生が欲しい」「お前はもうあかんとか、お前なんか学校やめろみたいな、生徒の意思を聞かないで、勝手に言ってくる先生には腹が立つ」「どんなことでも自分の言うように思ってくれて、一緒に考えてたり、協力してくれる先生」「すぐに手を出したりしないで、私たちの意見をちゃんと聞いてくれる先生がいて欲しい。今の先生は、子どもにわけも聞かずに、すぐどついたりするのでイヤだ」などという回答がありました。先生方がこれを見て、「先生像」を考える一つの転機になったと思うんです。

学年集会でも生徒に話をすると同時に、先生方にいろいろ私たちの教育論とか教育観をわかってもらおうようにいつも心掛けていました。

もう一つは、「生きること働くこと」ということで、勤労者通信大学の講師の大阪・中田進先生に学年集会で講演していただいたことです。看護婦さんとか福祉で働く方の実態をいろいろ話していただいて、本当の意味で働くということについて生徒に考えさせることができたと思っています。

それとセッティングして労働者の権利ということで「YES・NOクイズ」をつくりました。休日、年休、子どもが生まれた場合の権利、雇用保険、健康保険、年金、最後に労働組合についてまで質問しています。こういうふうなことで生徒の興味・関心に則して、原則的、かつ具体的に取り組みをやっていくことが、いろんな先生に展望を持ってもらう意味でものすごく大事なんじゃないかと思っただけなんです。

4 授業づくりのとりくみ

授業も、生徒たちにとっては大きな意味を持ちます。僕自身も「新英研」に入っているんですが、たとえば『火垂の墓』とか『わたしはひろがる』——これは自分が成長していく過程を追った詩を英訳したのですが、こういうのを勉強することによって自分が広がっていくということを生徒に考えさせていく。いわゆる教科指導で教えたことが、生徒指導に生きていく。その統一ということを追求していく。たとえば「人権」を教科指導で教えていながら、生徒指導では人権を無視していたらだ

めです。だからそこらへんのところも統一する。教科内容も、ほかの先生とも相談して、生徒が「ああええ話やなあ」と納得するように話をするように心がけています。生徒の感想を見ると、「勉強はおもしろいもんや」というふう感じていて、生徒ができて、「勉強が苦痛や」という一方で議論に対して、違う意味での論破ができたと思っています。

5 成長する生徒たち

「英語卒業文集」をつくったんですが、そのなかの二節です。「住之江に来てよかった。めちやくちや住之江をバカにしてけなしていた人がいる。でも他人に何を言われても私は住之江に来て満足しているし、よかったと心から言えるから、あの人は住之江のことを全然わかってないと思つた」。最初は「いつでもやめてやる」と投げやりになっていた女生徒ですが、自分の考え方や生き方に自信を持ち始めています。

卒業式でも、多くのドラマが生まれました。ある生徒たちが、式での「目の丸」「君が代」反対の署名を集めた。校長は、生徒たちや先生方の動きを見て断念しました。あるいは生徒会会長が答辞で「『あほ』だった自分が、授業や行事を通じて、人間的に大きく成長した」と述べ感動を呼びました。また、卒業後に学校を訪ねた卒業生が、多くの先生方が転動された事実を知って、校長に抗議に行つて「校長は住之江高校をどうしようとしてるんですか」と詰め寄った。私も生徒について行きましたが、校長も最初は「そんなことは教育委員会の決めることだから話せません」と言つてたんですが、生徒が詰め寄るも

んですから、しまいには「いや、それには一〇年たつたら変わらなければあかんというルールがあつて」とか、事細かに説明しました。生徒たちの人間的成長を感じさせる出来事でした。

6 終わりに

「進学校」で自殺する子とか、答辞に試験の範囲が増えて「勉強がおもしろくなくなつてきた」と書いていたのを見たりしたんですが、そういう子のことを考えたら、うちの生徒は伸び伸びしているからましやないかなというふうに思つたりします。

今後とも目の前にいる生徒たちの心に寄り添い、生徒の力を引き出す具体的、かつ原則的な取り組みを続けていきたいと考えています。

「東京の高校生平和のつどい」のとりくみ

東京・正則高校 日 沼 慎 吉

先ほどの基調報告にもありましたように、高校生の否定的な状況というか、一筋縄ではいかない状況を日々感じています。私も、午前中授業をやって、その合間に学校を離れようとしているクラスの生徒と話をして、いま飛びだして来たところなんです。この報告をみなさんに紹介しながら元氣を出していこうと思っています。次第です。

昨年初めて開かれた東京の高校生平和のつどいに、新しい運動の息吹を感じ、私自身も、そして一緒に座っている牧野さん



もきつと元氣を出していくことになったのではないかと思っています。元氣を出すきっかけになったということもありますので、そのへんのところから、私たち自身が何をここから学んでいくのかということも含めて報告をさせていただきたいと思えます。

1 規模と内容ともに成功した「95平和のつどい」

①企画の始まりと準備の過程の中で

昨年一月一九日に、「学ぼう戦争の真実を、語ろう私たちの未来を」というテーマで、東京で初めて私立・都立・国立一六五校の高校生約七〇〇人を含む、一般参加者を含んで二二〇〇名が集まりました。

これは先ほど講演されました森田先生の平和・国際教育研究会の二月例会で「戦後五〇年という節目の年に高校生が何かする場をもとうじゃないか」というところから始まりました。

そして高校生と先生方で何とかやってみようということで、六月の第一回実行委員会から月一回のペースで一一月の第六回実行委員会まで、高校生約六〇〇―一〇〇〇名程度、教員も都立・

国立・私立合わせて約三〇、五〇名ぐらいの教員が集まって準備をすすめてきました。

このなかでとくに大事にしてきたのは、毎回の実行委員会のなかで、必ず平和に関する学習をしてきたことです。単に集まって準備するだけじゃ、多くの高校生が来ているのにもったいないということ、被爆者の話や東京大空襲の体験談を聞きながら準備をしてきました。

第五回実行委員会は「渋谷でのアピールウォーク」でした。私たちでいうデモです。高校生たちが衣装を着て、渋谷の雑踏のなかで「平和って何?」と叫んで、「核兵器がないこと」「いじめがないこと」「米軍基地がないこと」と叫びながら、歌を歌いながら、渋谷の街を歩くという、非常にユニークなこともやりました。

そうしたなかで実行委員会の活動も活発になってきて、訴えようということ、日本母親大会やいろんな集会にも積極的に出かけてカンパ活動も含めて訴えました。高校生たちが記者会見をおこない、『朝日』や『毎日』など一般新聞も取り上げてくれて、注目を集めることができました。カンパ活動も広まって、山形の九二歳のおばあちゃんが、戦死した息子の遺族年金から一万円を送って下さり、高校生を大変励ましてくれました。このおばあちゃんには、ことしの第二回の「つどい」にご招待し、全体会であいさつをしていただき感動を呼びました。

②「平和のつどい」の当日の様子から

開会全体会のメインは、H I V訴訟原告の川田龍平さんの講

演でした。これも大変子どもたちには反響を呼び、心に深く響いたようでした。その後、これがきっかけとなってこのなかの高校生たちが厚生省前に出かけて行って、活動に参加をするようになりました。

「証言を聞く分科会」は、平和をテーマにした集会でよく知られている貴重な証言者の方々にお集まりいただきました。

また「話し合いの分科会」は、とにかく高校生たちで準備をして、問題提起も司会なども自分たちでやりました。「平和のつどい」ですが、非常に幅広く、ある意味ではなんでこれが「平和のつどい」と関係あるのかというようなテーマもありますが、高校生の感覚からいえば、これもそのテーマの一つと考えられたところもおもしろいところかなと思っています。

閉会集会では、元従軍慰安婦の方が日本政府への怒りを涙ながらに訴えられ、高校生たちがみんな、激しい衝撃を受け涙を流すというような場面もありました。

今年も十一月一七日に第二回目の「高校生平和のつどい」を開催しました。昨年と比べて若干参加者は少なかったんですが、高校生四〇〇名を含む八〇〇名の参加者で成功をしました。証言の分科会、話し合いの分科会など、去年よりも少しレベルアップした準備、内容であったと思います。

昨年は、演劇は『命どう宝』というテーマで、沖縄戦を描いた演劇を高校生たちが演じたんですが、今年は自分たちでつくろうということで、「いじめ」をテーマにした創作劇の上演をしたり、新たに映画の制作をしたりということもありました。文化人からの励ましのメッセージも広がりました。去年は青島都

知事からいただいたんですが、今年は、私たちもびつくりしたんですが、吉永小百合さんにお願したところ、時間があけば行けるということで実現して、ボランティアで来ていただき、原爆詩集の朗読をしていただきました。

このように内容的にはかなり成功して、着実に去年の成果が受け継がれていると思います。

2 「高校生の平和のつどい」の成功から何を学びとること ができるのか

一般的に若者たちの意識や状況について語られるとき、これまでは総じてまじめな話題で話し合ったり、考えたりすることに対して、「シラケ」ていると言われがちであった。まして平和運動に関わる若者も少数しかいないとみられていた。そのなかでこの間変化が現れてきたのではないでしょうか。その動きがまた見やすくなってきたのではないのでしょうか。阪神大震災のボランティア活動、HIV感染被害者の支援活動は、まさに若者に支えられていること等々、それら社会の諸問題に対して、自分なりのとらえ方をして発言・意見表明をし、自主的な行動に参加する高校生も増えてきていると見てよいのではないのでしょうか。そういう状況が背景にあるなかで、この「つどい」の成功の意味を、私たちは考えてみたいと思うわけです。

①「平和」に関心をもち、集まった高校生をどう見るか

文字通り「平和」をめぐる諸問題について関心を持ち、学ぼうとし、真剣に考え、行動する高校生がたくさんいるというこ

とを示したのではないかとことです。

実際に実行委員会に加わってくる高校生は、素直に平和について考えてみたいと述べ、実行委員会のときに学習も盛り込んで、その関心に応えるように取り組まれました。そうした高校生の参加は、一面で自分の学校のなかでは必ずしも平和をめぐる問題などについて自分の関心にあい、知りたい内容を学べない実情や、また必ずしも真正面から平和問題など社会的な話題を、話し合う友人も見つけにくいという現実を反映したものであると思います。

しかし、この間のフランスや中国の核実験の問題、沖縄の基地をめぐる問題、そして安保条約をめぐる問題など一気にそれらの問題が噴出、表面化した状況のなかで、ある意味では現在の世界的な視野での根本的な課題、矛盾に高校生が突き動かされている、気づかざるを得ないという時代の必然性のようなものを見ることができると思うのです。そして、そうした彼らの感性と率直な目で物ごとの本質を見ようとすると、真剣さは、私たち大人たちを驚かせ、感動させるのに十分でした。

そうした平和について関心を持つとする高校生の存在は、当日参加した高校生がどんなきっかけで参加しようと考えたのか、というデータからでもわかります。一番多かったのは友だちからの誘い、その他いわゆる口コミであったが、新聞に掲載された「つどい」を紹介する記事などを読んで、だれからの誘いもなかったが一人で参加したという高校生が多かったことも特徴的です。また、正則高校では生徒の組織である学年委員会や生徒会の連名の呼びかけで、四七名が参加をしています。そ

の生徒の感想文からも、なんらかのきっかけと、そうした問題意識にふれる場を用意するならばかなりの高校生の意識を引きつけ、考え、動きだす可能性を実際に示したものだと思えます。この「つどい」の実行委員長の当日の呼びかけを載せておきます。

「今年が戦後五〇年ということで始まったこの実行委員会は東京都の高校生を学校・学年を越えて集められたものです。……今高校生をはじめとする青年は平和のため、人のため、そして正義のためなら持っているパワーを発揮したいという思いを持っていることが顕著に現れたと思います。しかし、そのパワーを発揮する場というのは、なかなかみつからないものです。私たち実行委員はその潜在するパワーを大いに引き出せるように努めてきました。高校生という人生においてもつとも輝ける年代により多くの友だちと接し、一つのものを作り上げるためにこれまでの知恵を結集させ、團結する。平和がいいと思わない青年はいません。ここの一致点で連帯し、自分の思いを自分だけの思いにとどまらせずにみんなの願いとして主張させることの大切さ、これを学ぶこと、ここに若い自分を輝かせるポイントがあるのではないでしょうか。今日は、戦後五〇年の日本を見つめ直すと同時に、今日この日为目标にがんばってきた実行委員のその姿をぜひ自分と照らして、これからの自分のもの見方、考え方、そして生き方を考えて頂ければ幸いです。」

② 高校生の「平和」のとらえ方について

「平和」について考えるとき、高校生はそれを狭い範囲でとら

えることなく、むしろ自分たちの生活に引きつけながら、豊かに発想、思考するという本来「平和」の認識を培う大切な視点を行動で示してくれたのではないかと思っています。

彼らは「いじめのある社会って本当に平和と言えるの?」という問いを発想し、また薬害エイズの問題をしつかりと、「平和である社会」にあつてはならないものという認識し合い、実行委員中心に何度も厚生省前に集まった。当日の全体会での川田龍平さんの話は、「人間が生きる目的を持って、人間らしく生きようとする」との意味と、それが簡単にはできない現実の社会に對しての多くの問題を生徒に投げかけました。

彼らは「戦争反対、争いのない社会にしたい」という認識を持てたことはもちろんのこと、身の周りのおかしなこと、納得できないこと、人間が人間らしく生きることができない現実、社会の矛盾に目を向け、考えようとする姿勢をみせてくれました。そのことはいま、「平和」を一つのキーワードとして、高校生に世界や日本の社会についての問題提起をする必要性と、実は自分たちの日常生活のなかでも生きている他者とう関わって平和に生きていくのか、という優れて現代的な、かつ本質的な課題を考えていくことができる、そういうテーマ、教材になる可能性があるんだということを示してくれたように思うのです。

3 新しい豊富な体験を通して成長する高校生たち

学校という彼らにとって基本的な生活体験のワクを超えて、新しい豊富な体験のなかで大きく成長する高校生の姿が見られ

た。

学校のなかで、当然生徒たちは授業・自治活動・クラブ活動などを通して、自分の知識や体験を豊かにしていく。しかし高校生のなかには、必ずしも自分の学校のなかで、それらの体験を豊富に持たず、仮に持ったとしてもそれが自分にとってどんな意味をもつのかというレベルまで、「体験の意味づけ」を考えられずにいる場合も多いのではないだろうか。また、高校生にとって最も大切な「自己を発見し、自己を実現する」という課題も学校生活を含めて、日常のなかでは達成することはなかなか難しいのが現実でしょう。つまり、高校生がこの社会に「ずれ飛び出し、それを担う人格を形成するためには、学校は当然その意味を確実に持ちつつ、学校だけではない、多様な経験や体験ができて、そこで学んだことからもの見方や考え方を養うという「適切な時や場」が求められているのではないかと考えます。彼らが自分の生き方を問いつつ、社会の在り方を問うというように、その両方を重ね合わせて考えることができていくことは、本当に重要なことであろうと思います。今回の過程のなかでみられた高校生の成長の様子は、そうした現在の高校生にとって、大事な教育の実践的な課題の一つを私たちに示してくれたように思います。

そうした姿を見ることのできる高校生の感想を紹介します。

「僕たちは小学校の頃から、学校の試験とか、たとえば体育とかで、計画を練り、点呼をとられて、すごく集団的授業を受けさせられてきましたよね。そのなかで僕たちは、すごく集団というものをひしひしと意識するようになりましたけれど、本当

はそれは先生たちが管理しやすいためにやってきたことだと思っただけど、今回の集会を通して、この集会の、みんなで平和を実現させたい、という共通の目的があったわけですよ。そういう共通意識というものを持った個人の集まり、というのが本當の集団だと思うんです。そういう集団が活動することによって、初めてこのようなすばらしい会を実現することができると思っています。」

自分の体験と今回、集会のなかで自分が体験したことを照らし合いながら学んだ一つの例だと思います。

4 これまでのワクを越えた「友だち、仲間づくり」のなかで成長する高校生たち

この「つどい」では、私立・都立・国立高校の高校生が集い、全日制・定時制、男子校・女子校・共学、そして学年を越えて旺盛な交流が行われ、そのなかでの友だち・仲間づくり、新しいネットワークづくりを通して高校生が成長していく姿が見られた。

これまでこのような形とこのような規模で東京の高校生が一同に集まった例は、少なくとも七〇年代を最後になかったのではないだろうか。このように言えば「お前はいくつか」と言われますが、私は一九五三年生まれで、ちょうどあのころ熱気ある高校生活を送った方です。まして「平和」を中心のテーマにすえて、これだけの生徒がワクを越えて集まったのは初めてのことであると思います。

実行委員会のなかでは、彼らのなかにも初対面では必ずしも

自分の高校名を言いたがらないような生徒も見られた。彼らの様子からは偏差値で振り分けられた結果としての自分の位置を明らかにすることに躊躇して、あえて言わないようにしているようにも見えた。しかし、「そんなこと、つまりどの学校へ通っているかなんて関係ないよ」という仲間たちにふれ、「このどのなかでは安心して自分を出すことができた」という場のなかで、大人たちが驚くようなエネルギーでお互いに触発し合いながら成長していく生徒たちが続出していった。もちろん男子校、女子校の生徒たちが集まりますので、大変すてきなカップルもいっぱい生まれたり、こんがらがったり、こんがらがったのを解く担当の先生もいるみたいですが、大変すてきなことが起こりました。

5 教師も関わるなかで、自身が学び、新しい財産を生み出した

教員は世話人会を組織し、自分の学校の生徒にも声を掛け、生徒の輪を広げることを支えた。また実行委員の役割分担に対応して世話人の分担を決め、準備を進めたが、かなり忙しく仕事に追われることになった。しかしそうした忙しさのなかでも、実行委員と信頼し合うよい関係ができ、お互いを励まし合う結果となった。実行委員のなかからは、「つどいの先生は自分たちの話を聞いてくれる」「こんないい先生もいるんだ」という声もれ聞こえてきたりした。参加していた生徒にはもちろん、それぞれの学校や先生がいるわけだから評価は微妙なところもありますが、とにかく一緒につくりあげていく信頼できる相手と

しての存在になり得たことは間違いない。教員の役割は重要であつたと思います。

また、私立・都立・国立のワクを越えて生徒と同様に教員の新しいネットワークが東京にできました。

これまでのそれぞれの活動の範囲で、また地域で頑張っていた教員も、生徒とともに「つどい」をつくるなかで新しい繋がりと信頼を深めていった。学校の教員だけではなく、地域での民主的な教育をすすめる塾や、母親大会、三多摩高校問題連絡会、私学の父母懇談会などの市民や父母とも、これまでにはなかった繋がりを広げることができたということです。

6 その後も動き続ける東京の高校生

「つどい」を成功させた高校生たちはその動きを止めることなく、平和に関わる活動を広めていった。

その後の活動の大きな成果として、参加したメンバーを中心に東京の各地域に新たに五つの「高校生平和ゼミナール」を誕生させ、いま九つに広がっています。さらに一つが準備中です。それぞれが主体的に学習活動を始め、「東京の高校生平和ゼミナール連絡会」が結成をされました。

そして「原水禁広島世界大会」には、東京から三三名の高校生が、沖繩での初めての「高校生平和集会」には七九名の高校生が参加しました。これもこの流れでいったと思います。その後、九六年「平和につどい」の準備を進め、ことしの「つどい」は高校生四〇〇人を含む八〇〇人の参加で成功しました。

7 今後の課題として

①すでに述べたように多くの高校生が「適切な時と場」を求めているとするならば、この運動を知らせ、広げ、参加の機会をつくる努力と工夫が必要です。昨年も「つどい」の宣伝を認めない学校がありました。宣伝物を送ったんですが、その受け取りを拒否する学校もなかにはありました。高校生たちが自らそうした困難を自覚し、可能な限り多くの高校生に呼びかける活動を大事にする必要があります。

②教員の果たす役割は大きいと思います。それぞれの学校の教員がそれぞれの条件と特色を生かして運動の広がりをつくりたい。私も含めて自分の仕事の忙しさに追われる毎日ではあるがこの運動が切り拓きつつある教育的な可能性について私たちが考え合い、その意味をつかめるかどうかが大切だと思います。そして関わった私たちが体験したように、こうして高校生から真摯に私たちが学べるかどうかだと思っています。この運動を継続、発展させていく展望をそうした発想のなかから見いだしたいものだと思います。

③高校生の成長の保障と自分たちの足元の生活、自分の学校生活に目を向け、そのなかで自己実現する視点を大事にしたいと思います。彼らのなかには、確かに自分たちの学校生活のなかで、なかなか自分の「居場所」を見つけられず、自己実現できない者たちもおり、この「つどい」で大きく自分を変えた生徒もいた。そのこと自身も大切にすること、この活動のなかで、高校をやめようと考えていた生徒が、もう一度その意味を見つ

けてやり直した例や自分の学校生活でどんどん積極的に自治活動にとりこんでいった例なども知っています。

実行委員会でも高校生自身からも「平和活動をやっている、なんて言っている、学校生活をまともにはできないようじゃ意味がない」という発言もありました。なかなか鋭い発言だと思います。一人一人には難しい課題ではあるのだけれども、「ここでしか生き生きできない」活動では残念すぎます。彼らの足元での生活のなかにその成果を持ち込んでもらいたいと思います。

考えなければいけない課題ということはありますが、新しい教訓といえますか、そういう運動の内容を生み出しつつあるのではないかと、私たちも思っています。もうすでに今年の「つどい」が終わって、反省会のなかで「また来年もやりたい」「やろう」という大きな声上がるたびに、私たち世話人は「まあ仕方ないかなあ」と複雑な気持ちで「忘れない程度に頑張ろう」と言いながらやっているわけです。

高校生の声については牧野さんから報告してもらいます。

「平和のつどい」は第二の学校

東京都立一橋高校 牧野 綾

日沼さんと重なる部分が多いかなと思うんですが、二一世紀に私は二〇歳を迎えます。二一世紀に大人になる私は大人になるのがすごく怖かったです。なぜかという、ずっといままに限られたなかでしか自分のことは決めてこなかったから、高校進学するときにしろ偏差値という数で決めて、「なんだろうこの校則」と思うのもああ学校が決めたんだから、先生が決めたんだからしょうがないなあと思って従ってきて、そういう私が二一世紀に大人になっていいのかなあと。中学生のころからずっとすごく不安で、その不安のまま高校生になった頃に友だちに誘われたんです。「たっくさんのいろんな学校から高校生が集まっているんだけど、楽しいよ、来てみない」。ちょうど去年の夏、高校一年のときでした。

私はいま江東区に住んでいるんですが、江東区は東京大空襲で壊滅的な被害を受けたんです。「そのフィールドワークをするからぜひ地元だしおいだよ」という誘いを受けて、実行委員会というものを全然知らないで入ったのです。当日行ったらみんないろんなことを知っていて、戦争のこともこれからの社会のことも見通しが立っている高校生がいっぱいいて、「ああなんだろう、この高校生は、すごいなあ」と思いました。「仲間になっ

て一緒にやっついていく自信はないけど、なんとなく楽しいから」ということで参加し始めました。去年は「話し合いの分科会」の実行委員として参加しました。話し合いのテーマを決めるのも、まず何を話したいのかということで討論しました。核兵器、恋愛、夢などいろんなテーマが上がったんですが、たしかにこれは平和についてのテーマといえるのか、でも私たちにとつては平和なんだ。「平和って何」と聞かれたら、こう言う高校生がいたんです。「好きな人に好きと言えること」。戦争中は、それが言えなかったから、好きなことを好きと言えない社会がいい社会だと思ふ。だから私たちも好きなことをみんなで大きな声で話していこう。話し合いはそうやってみんなで意思確認しながらやっていたので、すごいパワフルな高校生だなあと思いました。たっくさんの高校生が集まっているので、けんかもするし、あの二人好き合っているのに、あつ別れちゃってどうしようとか、すごい不安なこともありました。私自身やっぱり高校生生活で勉強と「つどい」の準備が両立できなかったり、両立してもふらふらになりながらやったりして、世話人の先生方や友だちに励まされたんですが、私が頑張る力になったのは、つらい戦争体験を高校生に話してくれるお年寄りや、励まさなければいけ

ないような被爆者の人たちの「高校生、がんばって」という励ましでした。「ああやっぱり私はつらくつても逃げ出したくなっても、日本人として、高校生として、この声は聞いていかなければいけないんだなあ」と思いながら「つどい」をやってきました。第二回目の「つどい」が先日終わりました。終わったと同時に「来年も受験生だけどやる」という声が上がります。「えっ、やるの、こんなにつらいことまたやるの、休まないの」と思うんですが、私自身やっぱりやりたいと思うんです。

なぜやりたいかというよりも、なんか押し進められているというか、「こういう平和活動にゴールはないんだなあ。ゴールと同時にスタートが始まるんだなあ」と思うんですが、私にとつてこの「平和のつどい」は、第二の学校かなと思います。大人になるために忘れてはいけない過去と、なくてはいけない未来を考えるということを、偏差値や男女でしばられないでみんなをつくっていく学校だと思います。

最後に、私たち高校生は世話人の先生たちを「さん」づけで呼ぶんです。それは、学校の先生であるけれど、その前にずっと頑張ってきた大人の助けてくれる人という意味で、尊敬と親しみを込めて、私も「日沼さん」と呼ぶようにしているんですが、こんなふうに先生方がいっぱいいると「先生」と呼んじゃいます。

たぶん三回目も四回目もずっと続けていきたいなあと思っているので、そういう高校生をたくさんの方や周りの人に支えていてもらいたいと思います。

(表紙の写真が牧野 綾さんです。)

集会のまとめ

全国私教連書記長 谷 正比呂

今年のシンポジウムには日高教から二六組織九一名、私学から二六名、日高教組織外から一〇組織二二名、その他に全教や都高連、研究者を含めると全体で一六四名が参加しました。

開会のあいさつの中で、日高教の石井委員長、全国私教連の平形委員長がそれぞれ触れましたように、教育への攻撃、とりわけ勤務評定や考課査定により教師を差別し、分断しようとしている激しい攻撃の中でこのシンポジウムは開かれました。また、中教審や教課審が急ピッチで推し進められており、それによる公教育の解体のねらいも強く押し出されてきています。今回のシンポジウムの中では、こうした高校教育の改編が推し進められている状況がそれぞれ報告されました。

静岡や埼玉における入試の推薦制導入とその弊害。京都における定時制三校の募集停止。東京都における統廃合と多様化。そして全国各地での総合学科と単位制高校の導入。それがこれまで学校が学校としての機能していたものをはぎとり、公教育のスリム化を推し進めようとしています。

しかし、私たちは一方的に押しまくられているだけではありません。様々なとりくみが開始されています。

高知では「土佐の教育を考える会」が知事が掲げた公約にもとづいて組織され、討論されています。危険な側面もあります

が、オーブン討議がマスコミによって報道され、県民の中に私たちの主張への支持が広がっています。大きなうねりをつくりだす運動ができる可能性を持っています。大阪・住之江の生き生きとした生徒を育てる実践があり、滋賀と神戸では「総合選択」によって授業改革・学校改革のとりくみがおこなわれています。秋田は総合学科・単位制高校の中でも学年制・クラス制を堅持しつつ、新たな実践を模索しています。

中教審が「規制緩和」の中で学校を民営化し、解体しようとする中で、これまで以上に学校が、そして学校づくりが地域に根をもたないといけないことも明らかになりました。

神奈川の旭丘高校の実践は、「学び」を変え、「総合学習」という課題を通して、学びと自治と地域が結びついた学校の方向を示しました。東京の大東学園の完全学校五日制の実践は、カリキュラムを土台から見直し、教師にゆとりを保障しています。最後に、昨年の高校シンポジウムに引き続き、今年も高校生の活躍が報告されました。特別報告をおこなった牧野さんの生き生きした顔がとても印象的でした。

広島、沖縄での高校生平和集会。そして北海道、長崎、京都、高知、東京、愛知の高校生の活躍が報告されています。今、高校生や若者の中に、平和、人権、環境に関する関心が高まり、

学校の枠を越えて「素直に自分を語る」ことが広がっています。

私は特別報告のなかで、牧野綾さんがいった「私は二一世紀に二〇歳になります」に深い感銘を覚えました。そして彼女は「ゴールと同時にスタートがあり、高校生平和のつどいは第二の学校。なくしてはいけない未来のためにみんなで作る学校。」

そのためにがんばります」と述べました。

生徒のがんばりは私たち教師をも変えてくれます。子どもたちが光り輝く二一世紀を迎えられるためにも、私たち教師もがんばりましょう。